

第2期川南町 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

中間見直し版



令和5年3月

宮崎県 川南町

本書は、令和2年3月に策定した「第2期川南町子ども・子育て支援事業計画」について、川南町の実情や国の指針・動向等を踏まえ、一部記載事項に変更を加えたものです。
そのため、一部の内容については、令和2年3月策定時の内容となっています。

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の期間.....	2
3 国の少子化対策の取組.....	3
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
5 第1期計画策定以降の国の主な動向.....	7
6 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 子どもを取り巻く状況	11
1 少子化の動向.....	12
2 世帯の状況.....	16
3 女性の就業の状況.....	17
4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	18
5 教育・保育施設アンケート調査結果にみる本町の状況.....	30
6 子育て支援センター利用者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	33
第3章 第1期計画の実施状況	35
1 量の見込み・確保方策の状況.....	36
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	39
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	49
1 基本理念.....	50
2 基本目標.....	50
3 施策の体系.....	51
第5章 基本目標ごとの取組	53
第1節 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	54
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援.....	54
2 地域における子育ての支援.....	56
3 子育てを応援する環境づくり.....	58
第2節 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	61
1 学校の教育環境等の整備.....	61
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上.....	63

第3節 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長	64
1 児童虐待防止対策の充実.....	64
2 障がい児施策の充実.....	65
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	65
4 子どもの貧困対策の推進.....	66
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	67
1 提供区域.....	68
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	68
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	73
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	78
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	78
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	79
7 改正児童福祉法に基づく新規事業の開始に向けた検討	79
第7章 放課後子ども総合プラン	81
1 新・放課後子ども総合プランの概要.....	82
2 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の状況.....	83
3 行動計画.....	84
第8章 計画の推進.....	87
1 計画推進のために	88
2 各主体の役割.....	88
第9章 資料編.....	91
1 中間見直しの実施概要	92
2 中間点検・評価結果概要.....	93
3 川南町子ども・子育て審議会条例	110
4 川南町子ども・子育て審議会委員名簿	111

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「すべての子どもが健やかに生まれ、明るく、賢く、たくましく育つ町 かわみなみ」を基本理念とする「川南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から概ね18歳未満までの切れ目のない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第2期川南町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

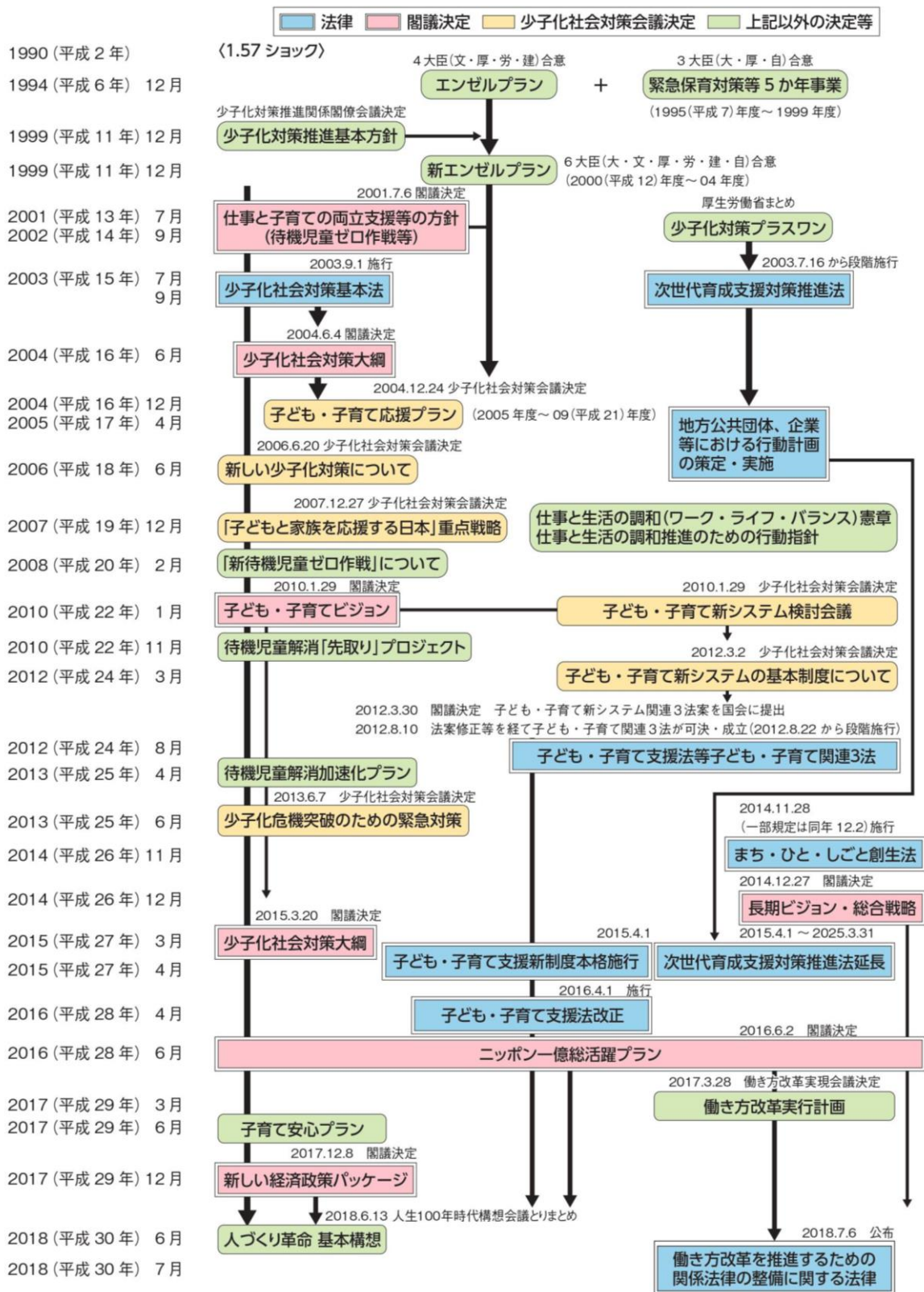
なお、効果的・効率的施策推進の観点から、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
川南町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

3 国の少子化対策の取組



出典：内閣府資料

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の成立

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成24年(2012)8月に子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係法律の整備等に関する法律)が成立しました。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥ 政府の推進体制

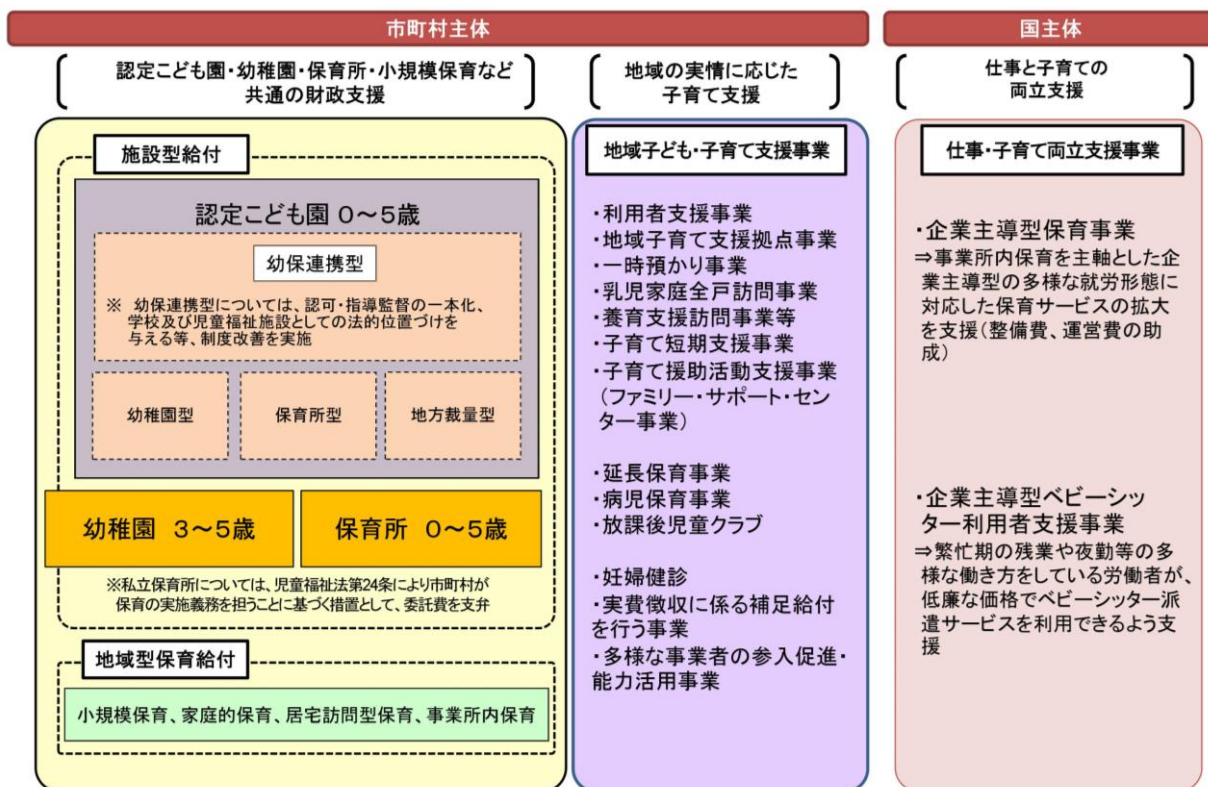
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

(3) 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度でのサービスの全体像は下図のとおりです。



出典：内閣府資料

(4) 3つの認定区分

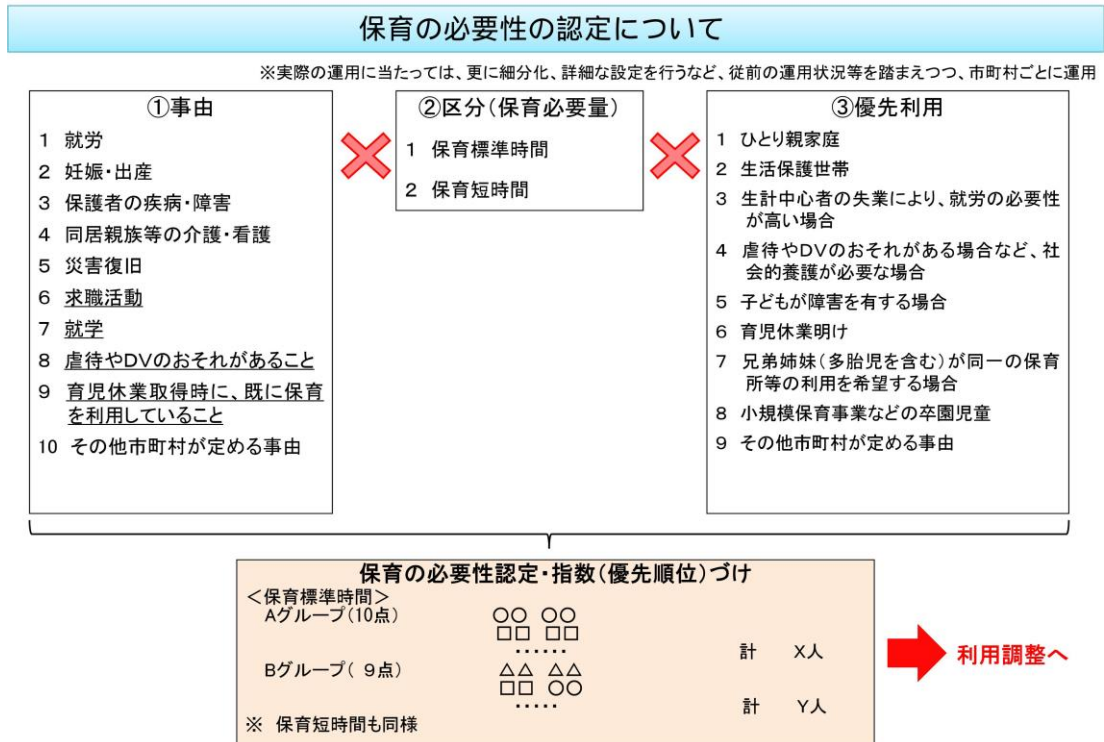
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(5) 保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の3点が考慮されます。

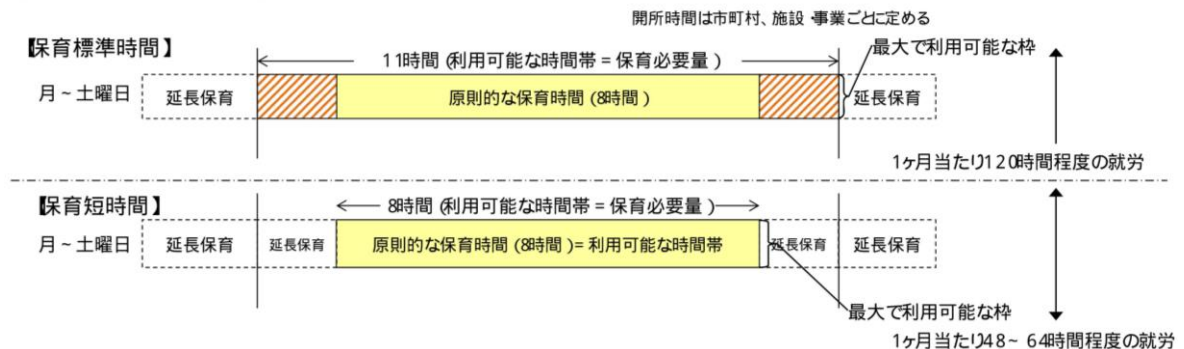


出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定しています。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



出典：内閣府資料

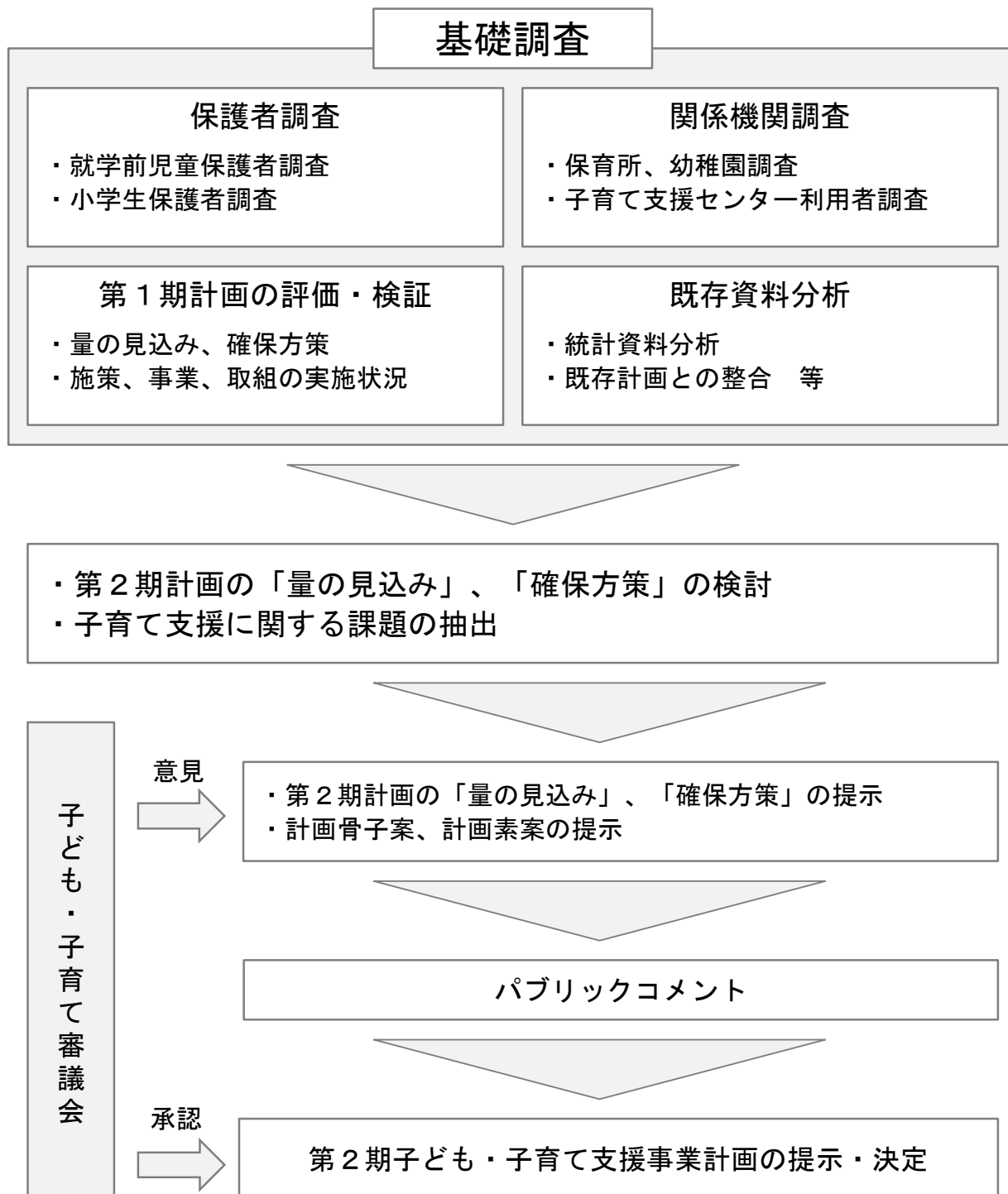
5 第1期計画策定以降の国の主な動向

年	法律・制度・通知等	主な内容
平成27年 (2015)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
	次世代育成支援対策推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長。
平成28年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 ・平成30年度以降も保育士の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成29年 (2017)	教育要領、保育指針等の改訂	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂。
	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30年 (2018)	新・放課後子ども総合プラン	・放課後児童クラブの量的拡充を図り、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とする。

6 計画の策定体制と方法

(1) 策定体制、策定方法

本計画における策定体制と策定方法は下図のとおりです。



(2) 川南町子ども・子育て審議会

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「川南町子ども・子育て審議会」において委員の意見を聴取して策定しました。

回	期 日	主な内容
第1回	令和元年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て審議会の役割等について ・保護者調査結果について ・量の見込み及び確保方策について ・次期計画骨子案、施策体系案について
第2回	令和元年12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
第3回	令和2年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果について ・計画最終案について

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和元年5月に実施しました。

(4) 教育・保育施設アンケート調査

施設に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、本町にある教育・保育施設を対象に令和元年5月に実施しました。

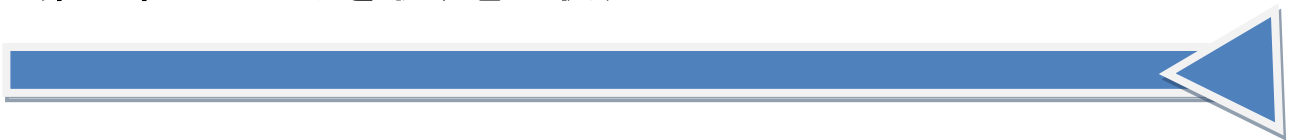
(5) 子育て支援センター利用者アンケート調査

子育て支援センターの利用状況や満足度等を把握するため、子育て支援センター利用者を対象に令和元年5月から6月まで実施しました。

(6) パブリックコメント

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和2年2月1日から令和2年2月15日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

第2章 子どもを取り巻く状況

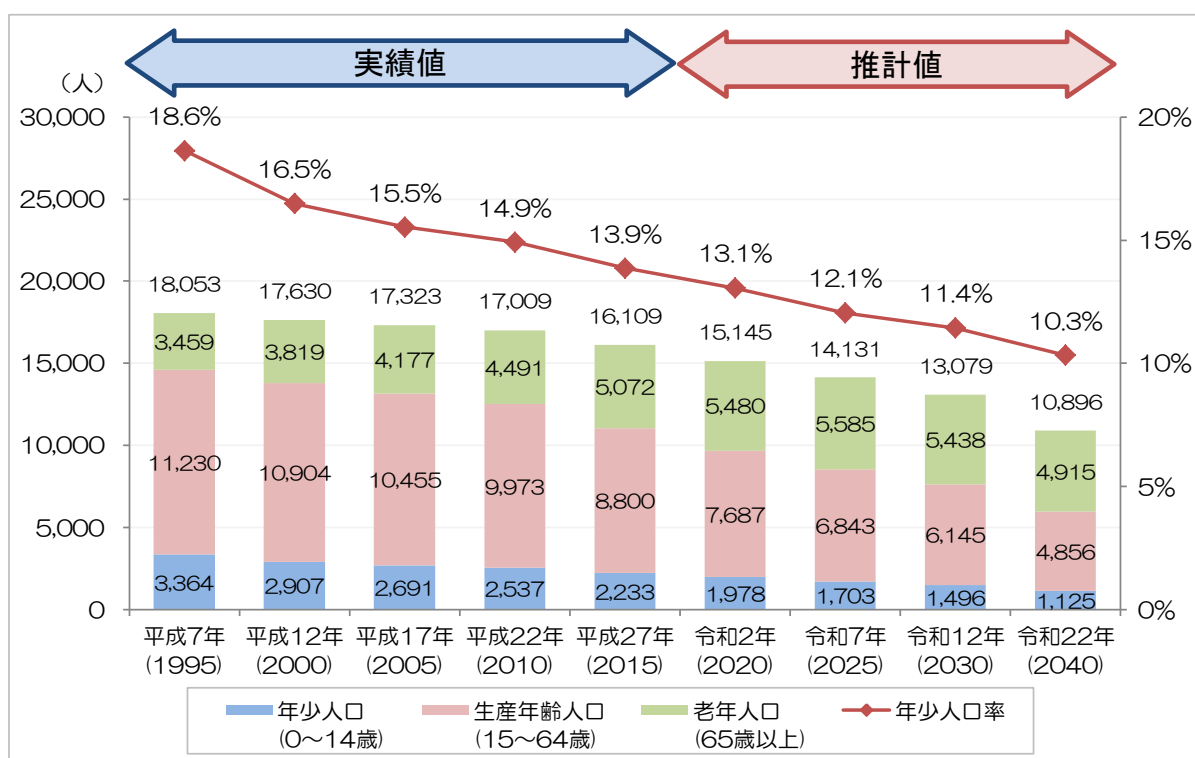


1 少子化の動向

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成7年の18,053人が平成27年には16,109人となり、1,944人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は更に減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)の総人口は10,896人、年少人口(0~14歳)は1,125人、総人口に占める年少人口割合は10.3%となる見込みとなっています。

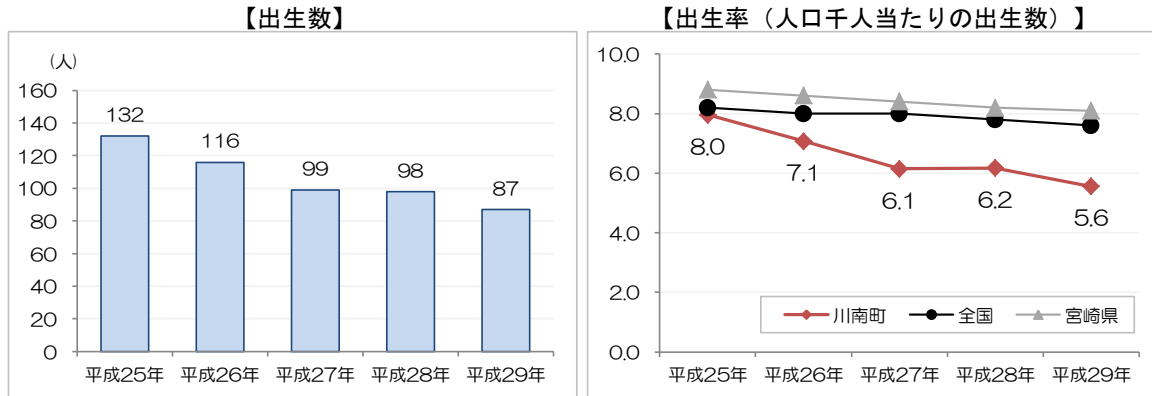


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和2年～令和22年）

(2) 出生数、出生率の推移

出生数は減少傾向にあり、平成29年は87人となっています。

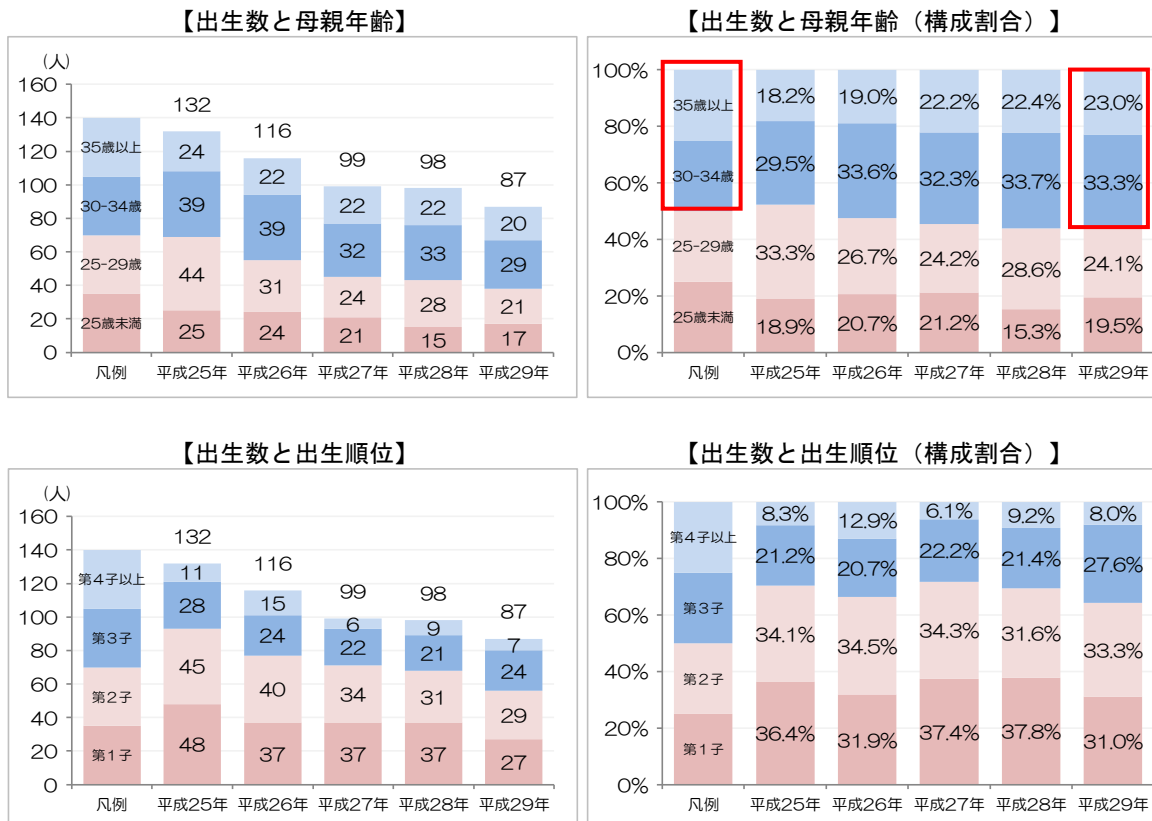
また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、宮崎県より低い水準で推移しています。



出典：衛生統計年報

(3) 出生数と母親年齢、出生順位の状況

出生数と母親年齢の関係をみると、母親年齢30歳以上の構成割合が高く、平成29年では約6割（56.3%）となっています。出生順位の構成割合についてはほぼ同水準で推移しています。



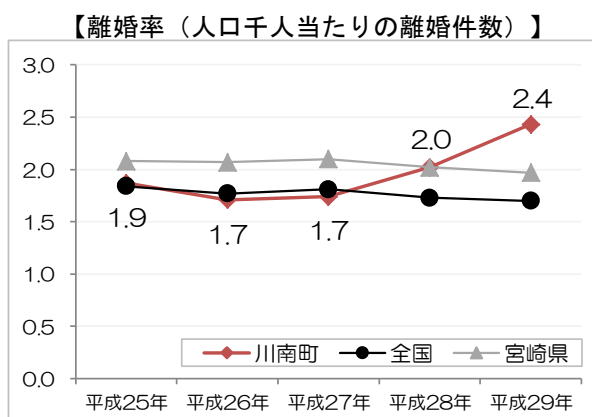
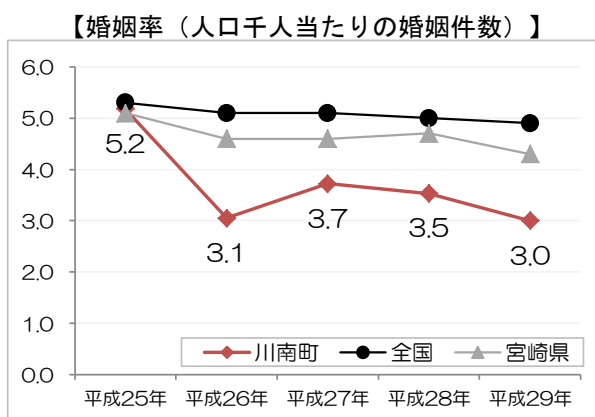
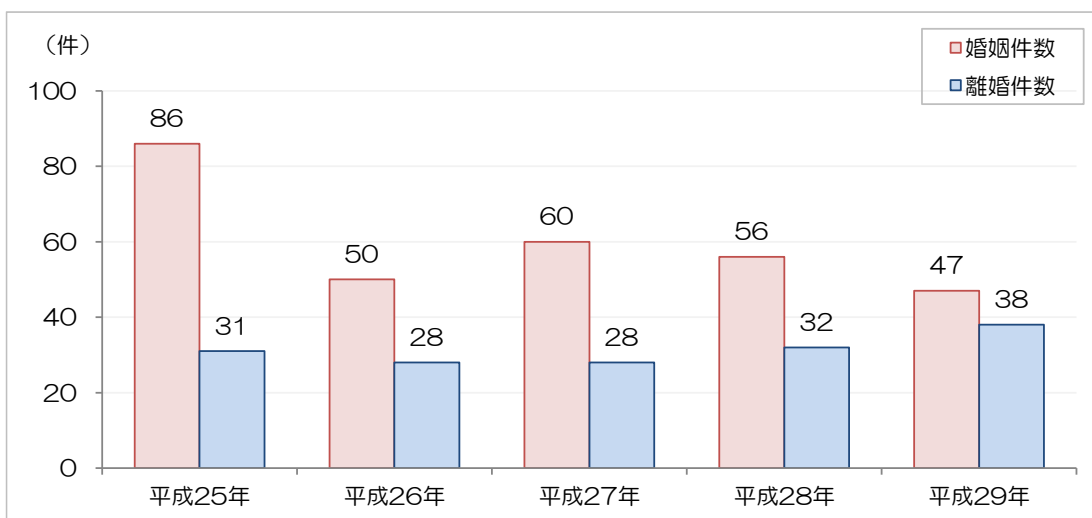
出典：衛生統計年報

(4) 婚姻等に関する状況

① 婚姻・離婚数の推移

婚姻数は減少傾向である一方、離婚数は増加傾向にあり、平成29年の婚姻数は47件、離婚数は38件となっています。

また、平成29年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、宮崎県より低くなっています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、宮崎県より高くなっています。



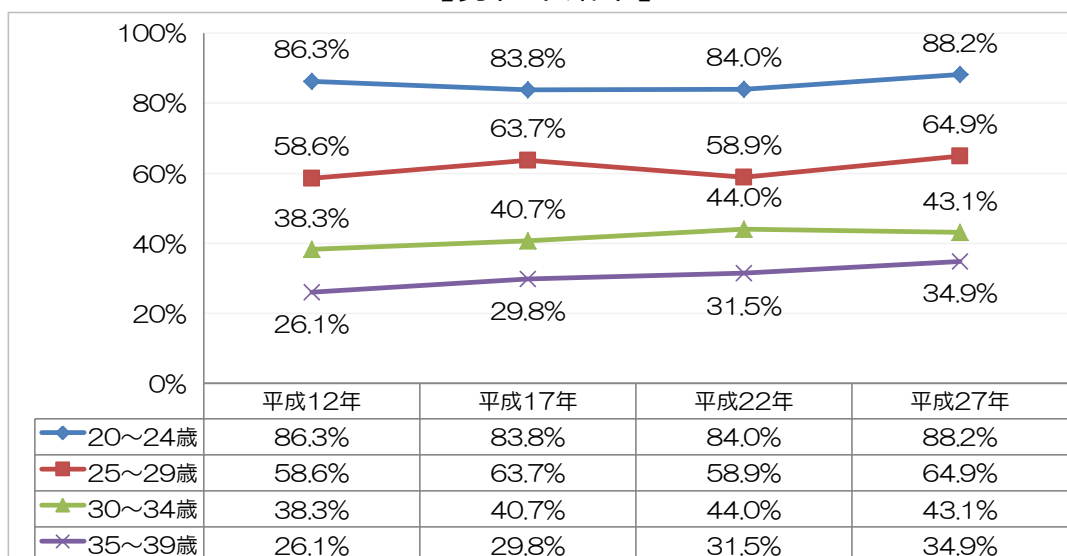
出典：衛生統計年報

② 未婚率の推移

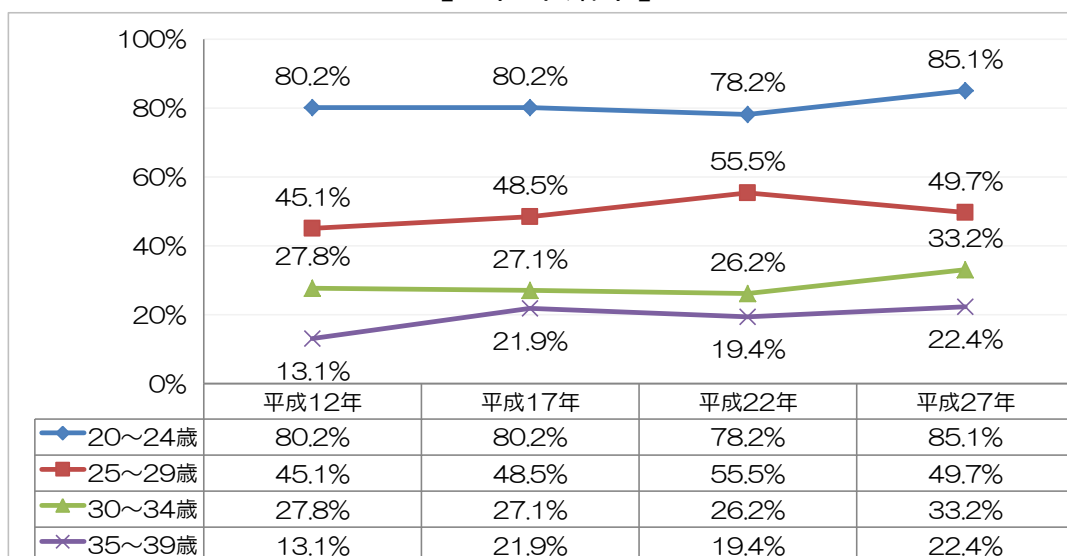
男性の未婚率を年代別で見ると、35～39歳の年代が上昇傾向にあり、平成27年で34.9%となっています。

女性の未婚率を年代別で見ると、平成22年と平成27年を比較し20～24歳で6.9ポイント（78.2%から85.1%）、30～34歳で7.0ポイント（26.2%から33.2%）上昇しています。

【男性未婚率】



【女性未婚率】

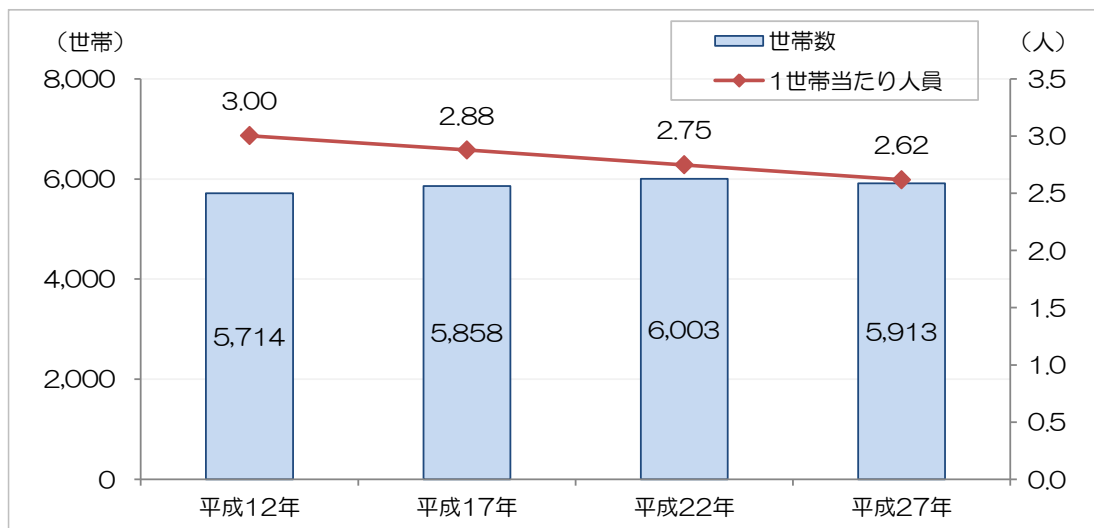


出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

世帯数はほぼ同水準で推移している一方、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。

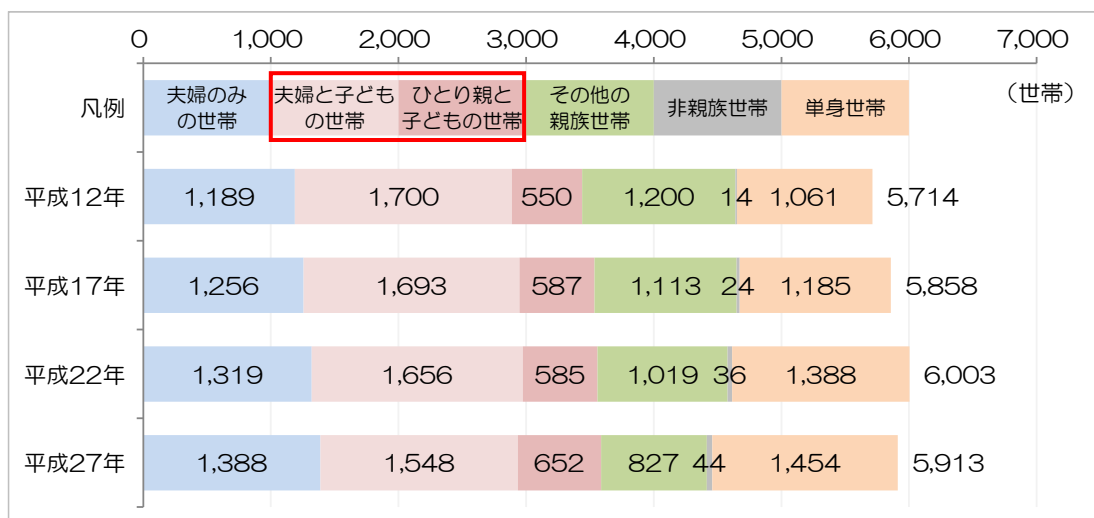


出典：国勢調査

(2) 類型別世帯の状況

平成27年の子どもがいる世帯（「夫婦と子どもの世帯」と「ひとり親と子どもの世帯」の合計）は、2,200世帯となっています。

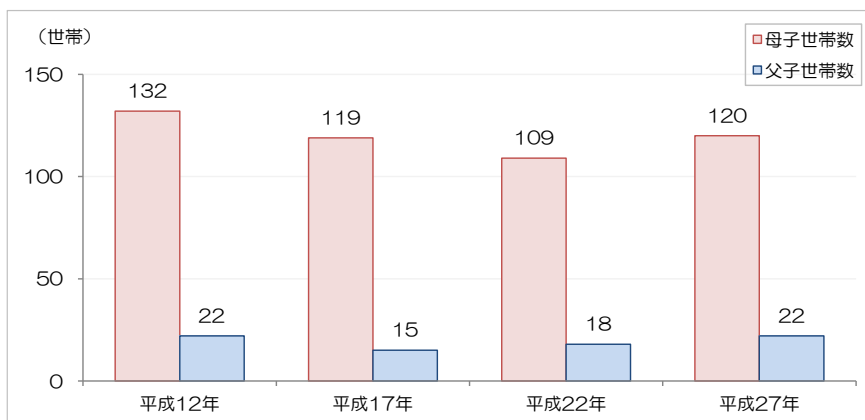
「夫婦と子どもの世帯」が減少傾向である一方、「ひとり親と子どもの世帯」は増加傾向にあります。



出典：国勢調査

(3) ひとり親家庭の状況

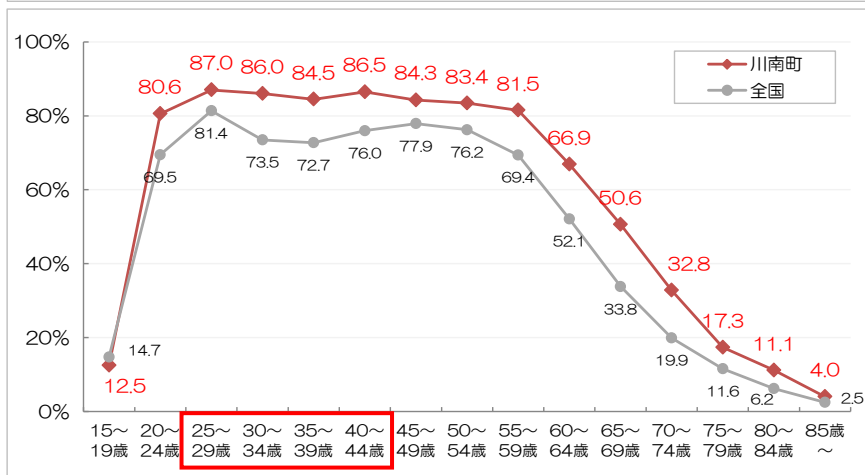
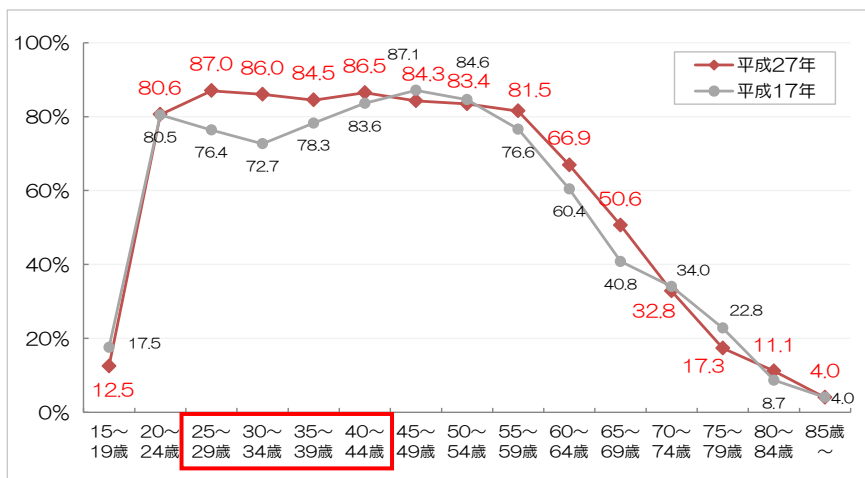
母子世帯数及び父子世帯数については、ほぼ同水準で推移しています。



出典：国勢調査

3 女性の就業の状況

平成27年の本町の子育て世代の女性（25～44歳）の就業率は、全ての年代で全国平均及び平成17年の本町の就業率を上回っています。



出典：国勢調査

4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年5月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本町在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配付・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配付・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

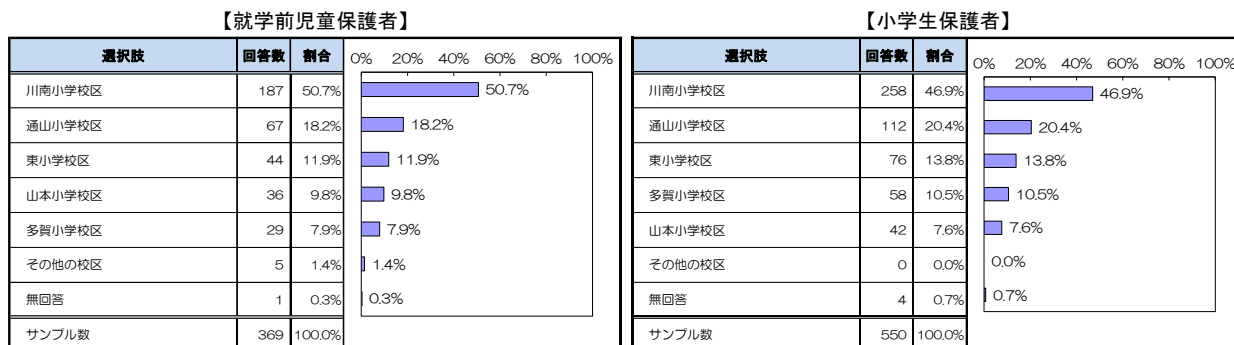
	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	396	369	93.2%
小学生保護者	655	550	84.0%
合計	1,051	919	87.4%

(2) 集計処理について

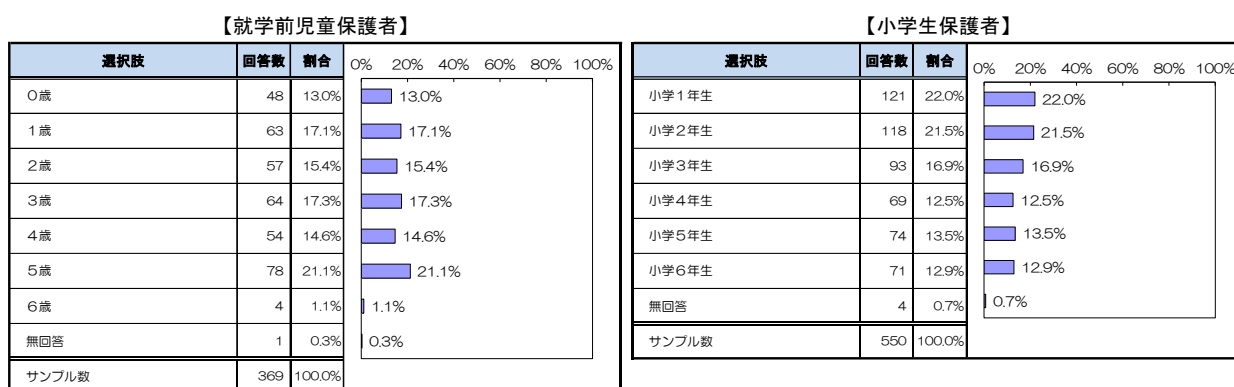
- 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- 以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果 (抜粋)

① お住まいの校区

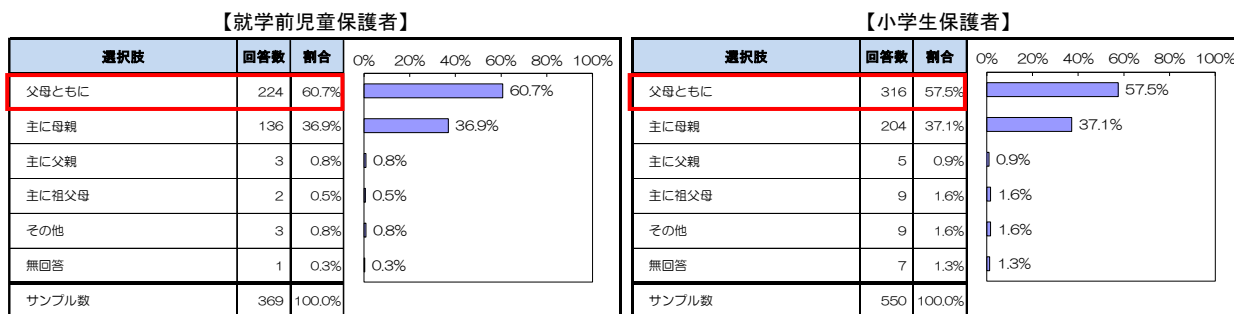


② お子さんの年齢・学年



③ 子育てを主に行っている者

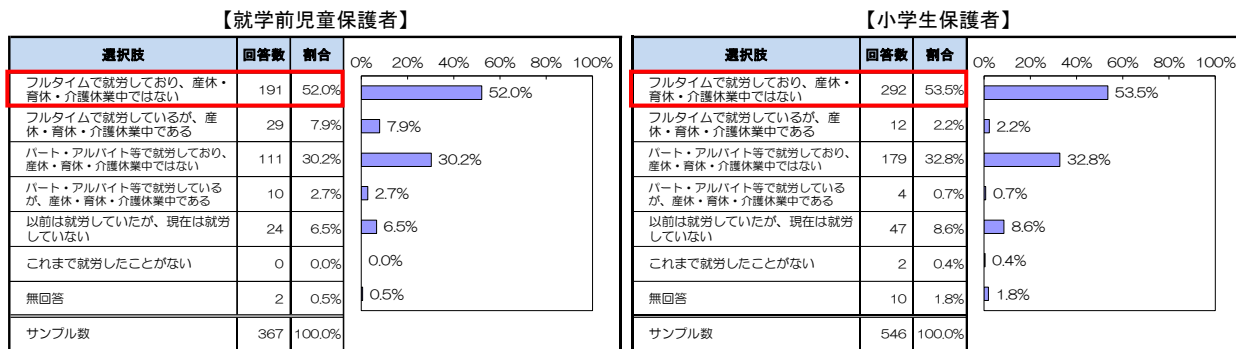
就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。



④ 母親の就労状況・就労意向

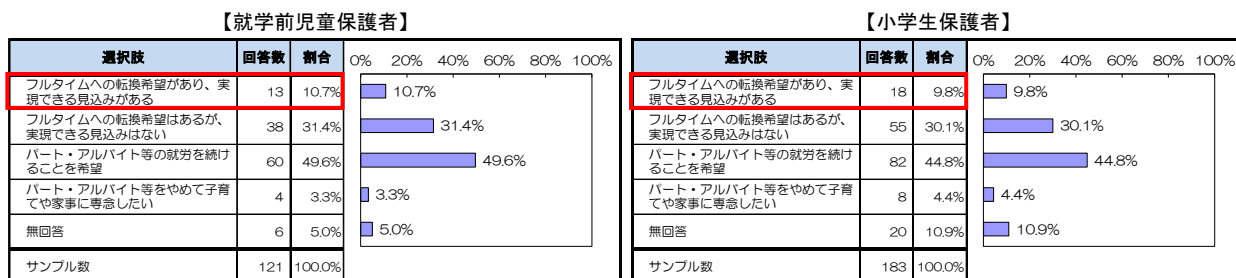
ア) 現在の就労状況

就学前児童保護者、小学生保護者ともにフルタイムが5割を超えています。



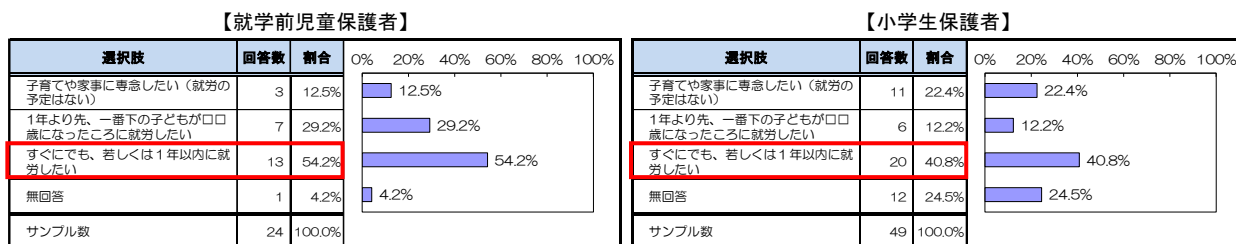
イ) フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が約1割となっています。



ウ) 就労の希望（現在就労していない方への設問）

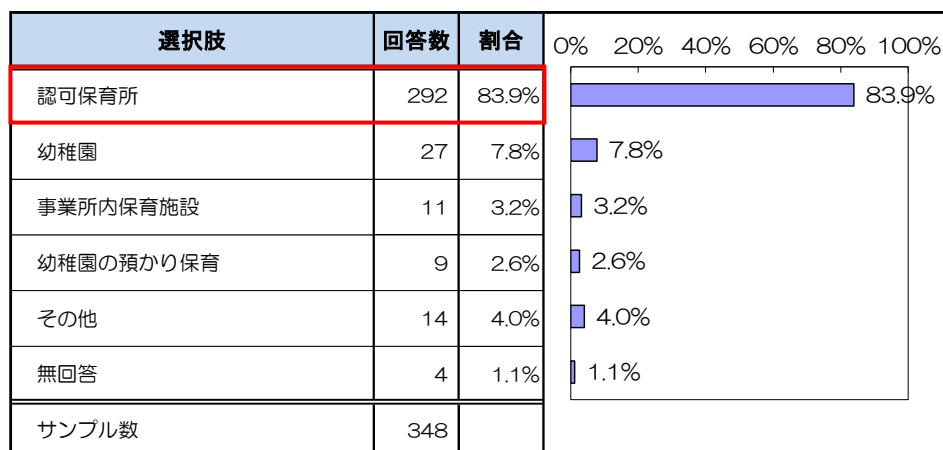
「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が就学前児童保護者で54.2%、小学生保護者で40.8%となっています。



⑤ 保育所、幼稚園等の利用状況、利用意向（就学前児童保護者調査結果）

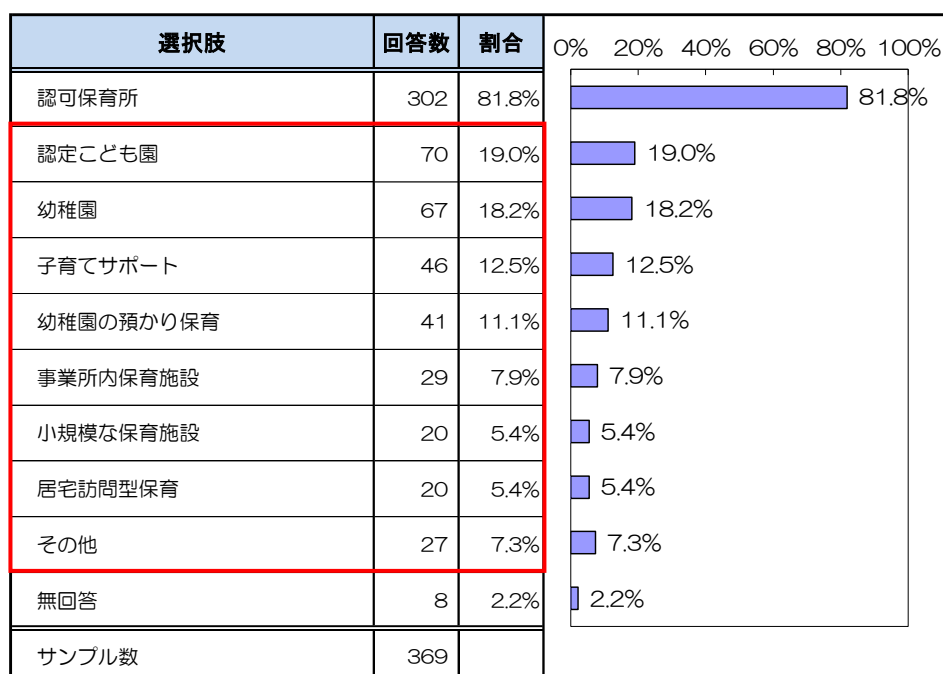
ア) 定期的に利用している事業（複数回答）

「認可保育所」が83.9%で最も多くなっています。



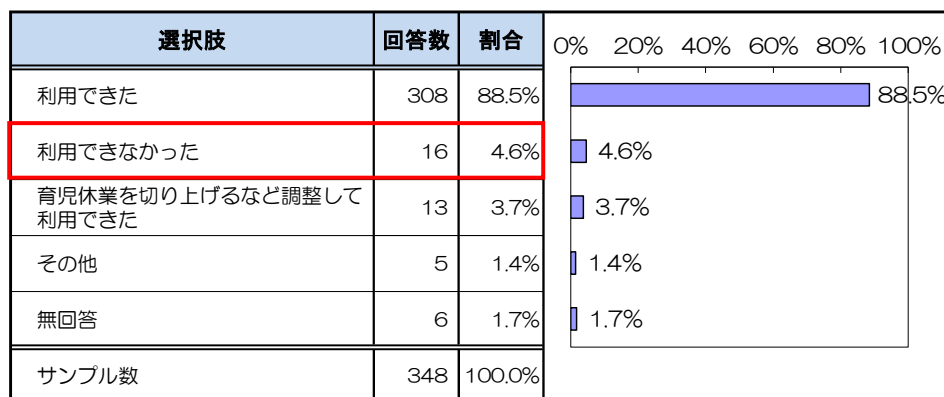
イ) 定期的に利用したい事業（複数回答）

定期的に利用している事業と比較して、「認可保育所」以外の事業の割合が全て高くなっています。



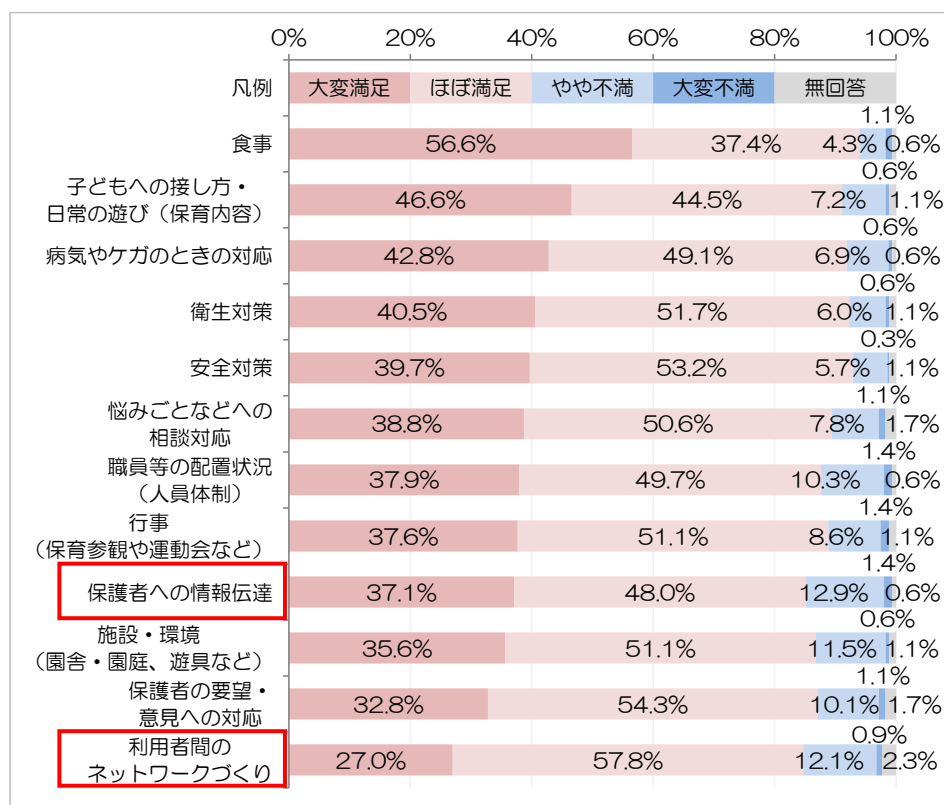
⑥ 保育所、幼稚園等利用開始時期の希望と現実の乖離の有無

「利用できなかった」が4.6%となっています。



⑦ 保育所、幼稚園等の満足度（就学前児童保護者調査結果）

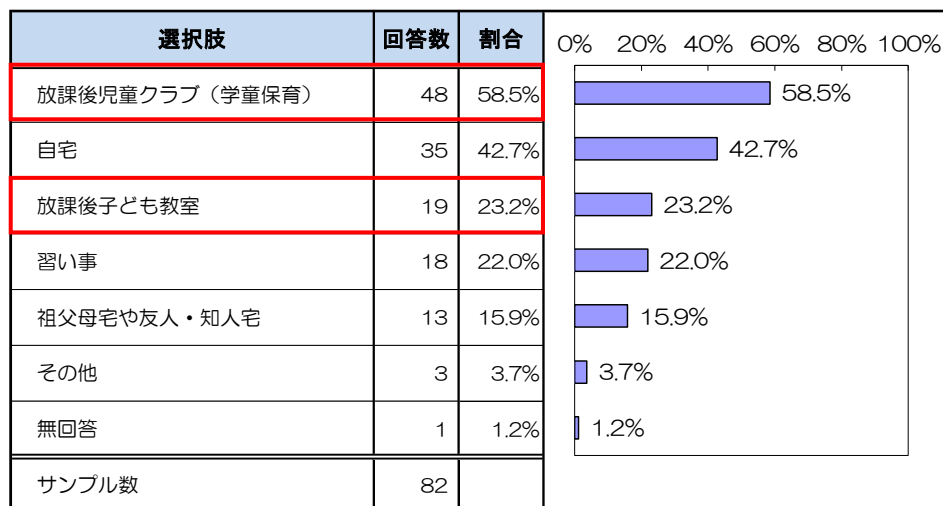
満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「保護者への情報伝達」（合計 14.3%）、「利用者間のネットワークづくり」（合計 13.0%）などとなっています。



⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者調査結果）

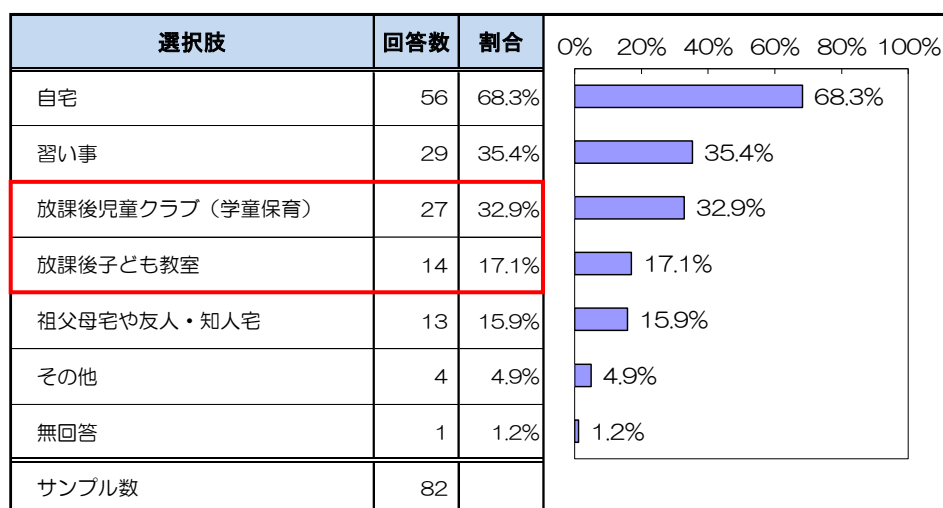
ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が58.5%、「放課後子ども教室」が23.2%となっています。



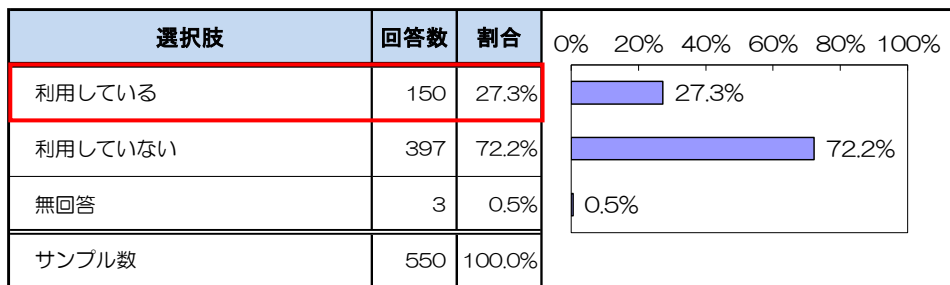
イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が32.9%、「放課後子ども教室」が17.1%となっています。



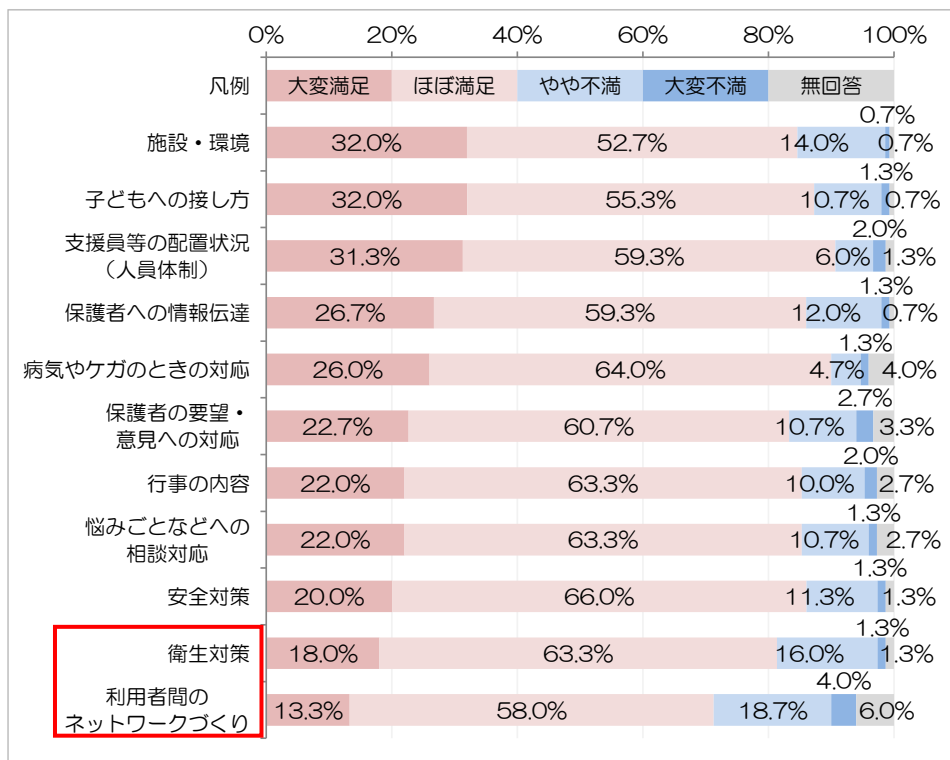
⑨ 放課後児童クラブの利用状況（小学生保護者調査結果）

「利用している」が27.3%となっています。



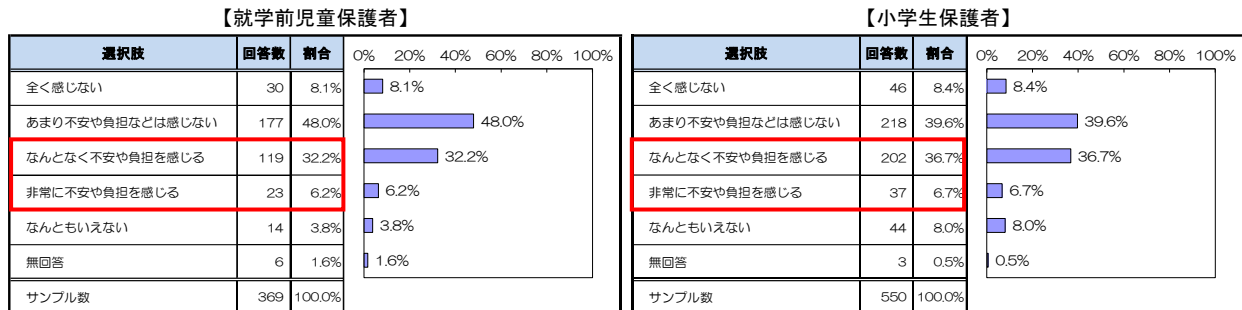
⑩ 放課後児童クラブの満足度（小学生保護者調査結果）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「利用者間のネットワークづくり」（合計22.7%）、「衛生対策」（合計17.3%）などとなっています。



⑪ 子育てに関する不安感や負担感の有無

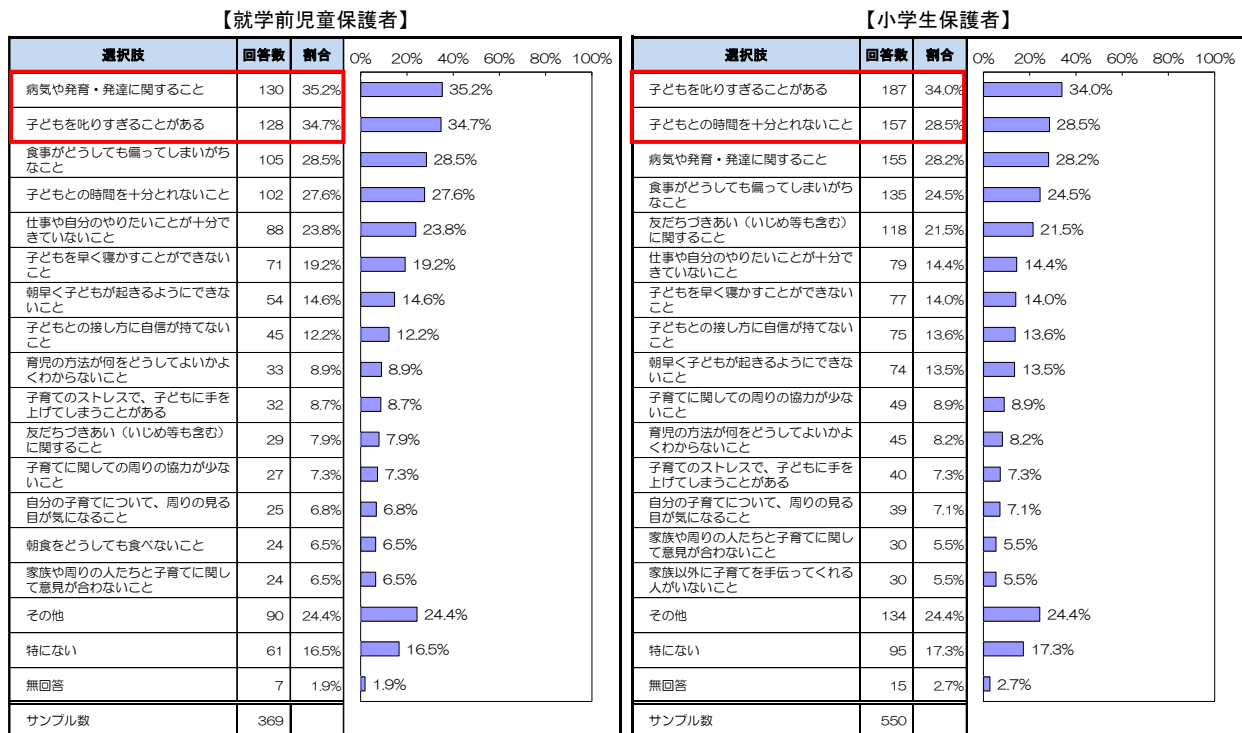
「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 38.4%、小学生保護者 43.4%となっています。



⑫ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前児童保護者については、「病気や発育・発達に関すること」が 35.2%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎることがある」が 34.7%となっています。

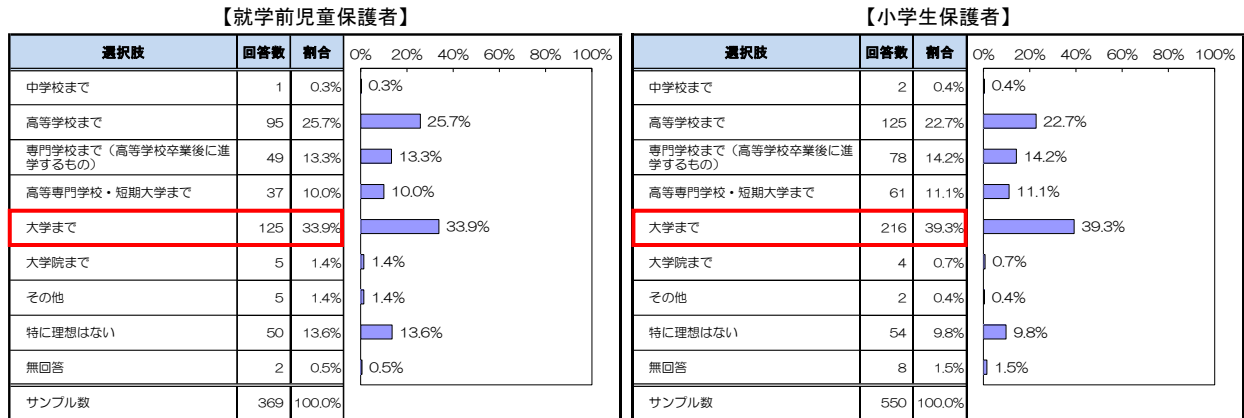
小学生保護者については、「子どもを叱りすぎることがある」が 34.0%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分とれないこと」が 28.5%となっています。



⑬ お子さんの将来的な進路

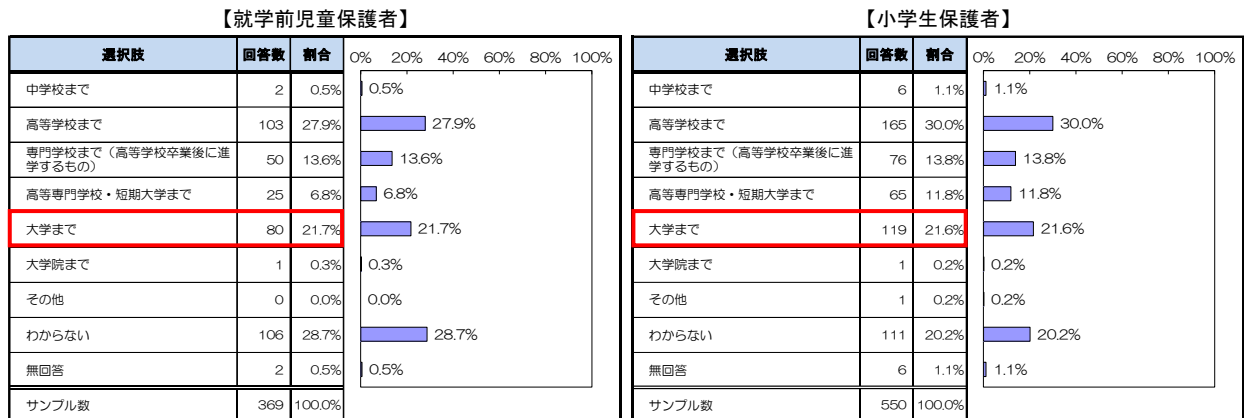
ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 33.9%、小学生保護者 39.3%となっています。



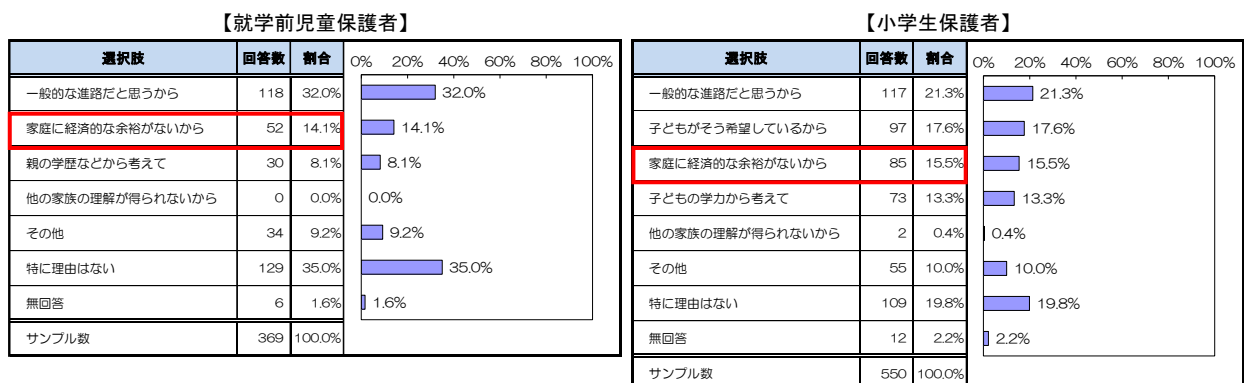
イ) 現実のお子さんの進路

「大学まで」が就学前児童保護者 21.7%、小学生保護者 21.6%となっています。



ウ) 現実のお子さんの進路として考えた理由

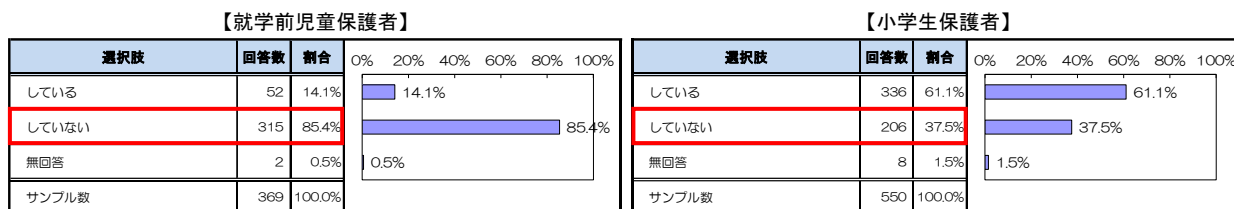
「家庭に経済的な余裕がないから」が就学前児童保護者 14.1%、小学生保護者 15.5%となっています。



⑭ 塾や習い事の状況

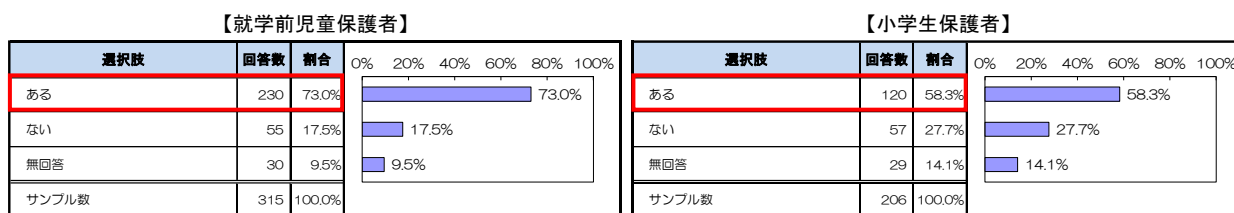
ア) 塾や習い事の有無

「していない」が就学前児童保護者 85.4%、小学生保護者 37.5%となっています。



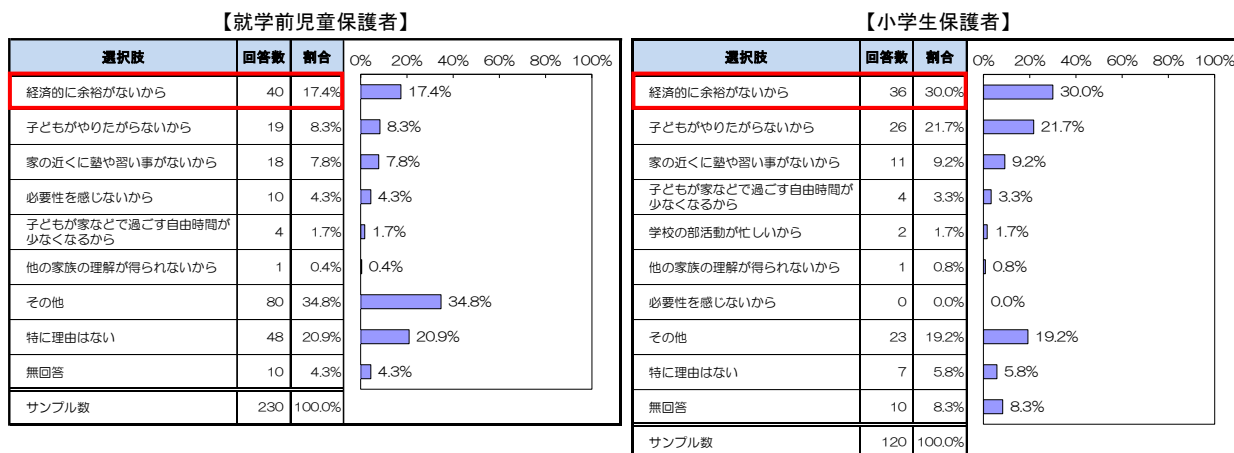
イ) 塾や習い事をさせたい希望の有無（塾や習い事をしていない方への設問）

「ある」が就学前児童保護者 73.0%、小学生保護者 58.3%となっています。



ウ) 塾や習い事をさせていない理由（塾や習い事をさせたい方への設問）

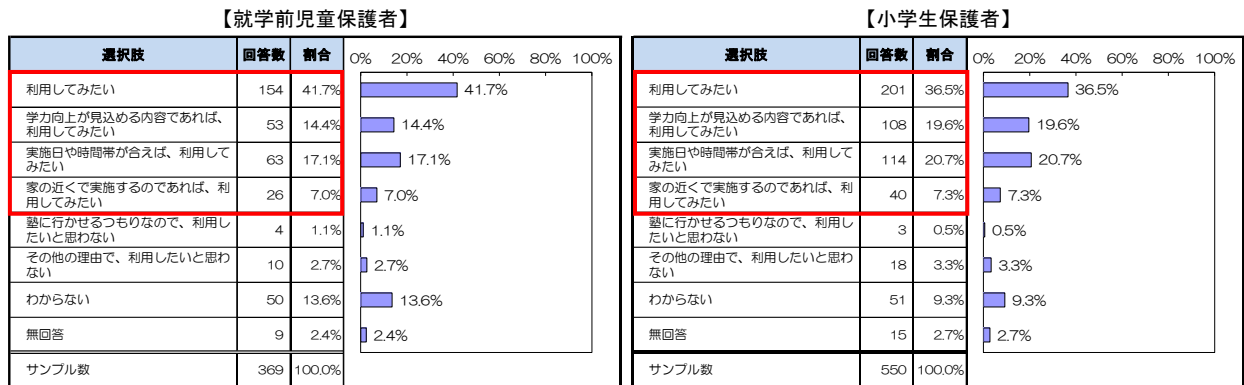
「経済的に余裕がないから」が就学前児童保護者 17.4%、小学生保護者 30.0%となっています。



⑮ 「学習支援事業」、「子ども食堂」の利用意向

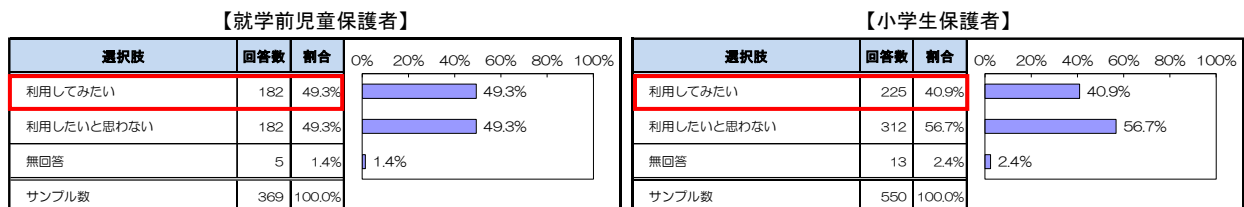
ア) 「学習支援事業」の利用意向

何らかの条件付きを含めた利用意向の割合は、就学前児童保護者 80.2%、小学生保護者 84.1%となっています。



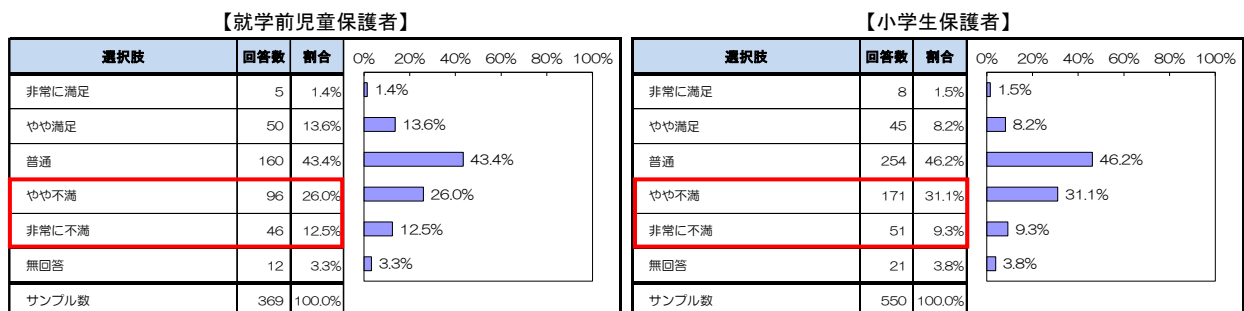
イ) 「子ども食堂」の利用意向

「利用してみたい」が就学前児童保護者 49.3%、小学生保護者 40.9%となっています。



⑯ 子育て環境や支援への満足度

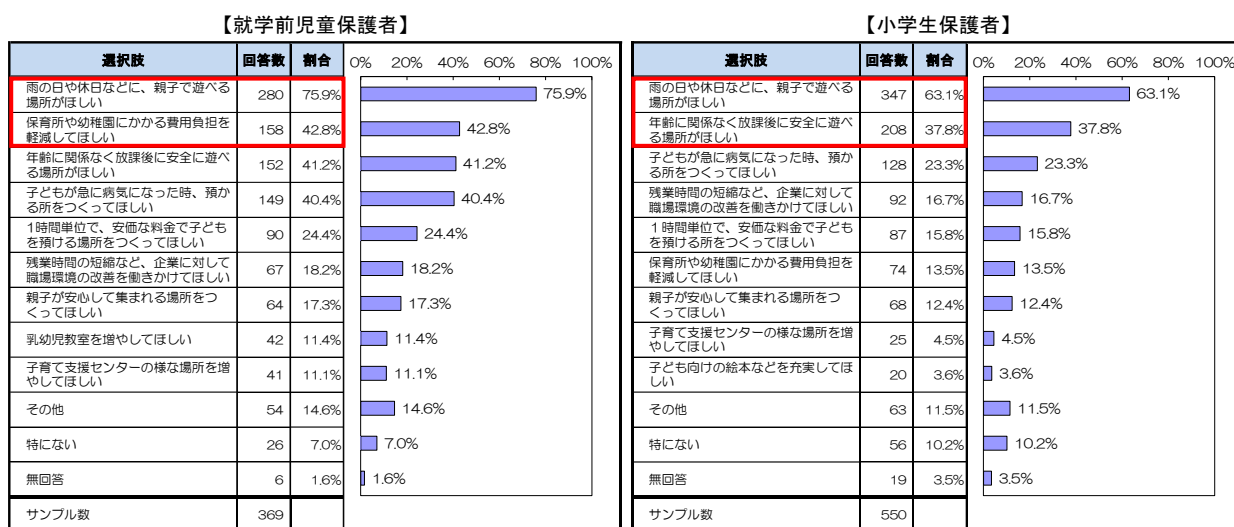
満足していない（「やや不満」と「非常に不満」の合計）割合は、就学前児童保護者 38.5%、小学生保護者 40.4%となっています。



⑰ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前児童保護者については、「雨の日や休日などに、親子で遊べる場所がほしい」が75.9%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が42.8%となっています。

小学生保護者については、「雨の日や休日などに、親子で遊べる場所がほしい」が63.1%で最も多く、次いで「年齢に関係なく放課後に安全に遊べる場所がほしい」が37.8%となっています。



5 教育・保育施設アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年5月に実施しました。

② 調査対象施設等

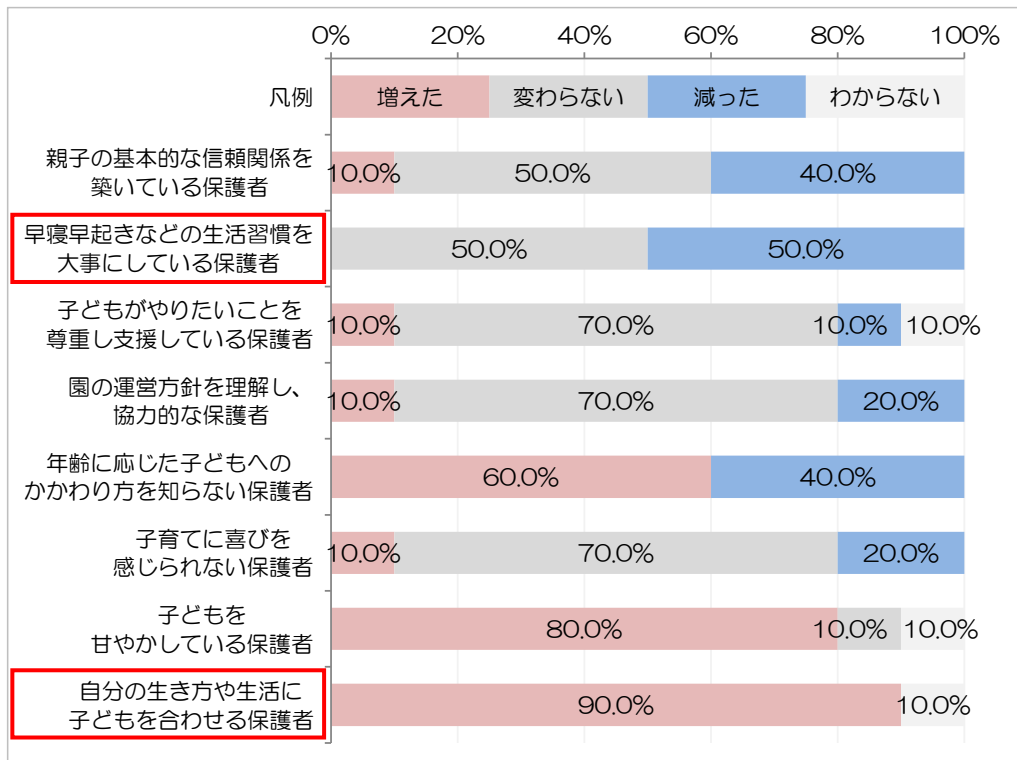
本町にある保育所、幼稚園、認可外保育園を対象とし直接配付・回収を行い10施設から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 最近10年間での保護者の変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「自分の生き方や生活に子どもを合わせる保護者」（90.0%）となっています。

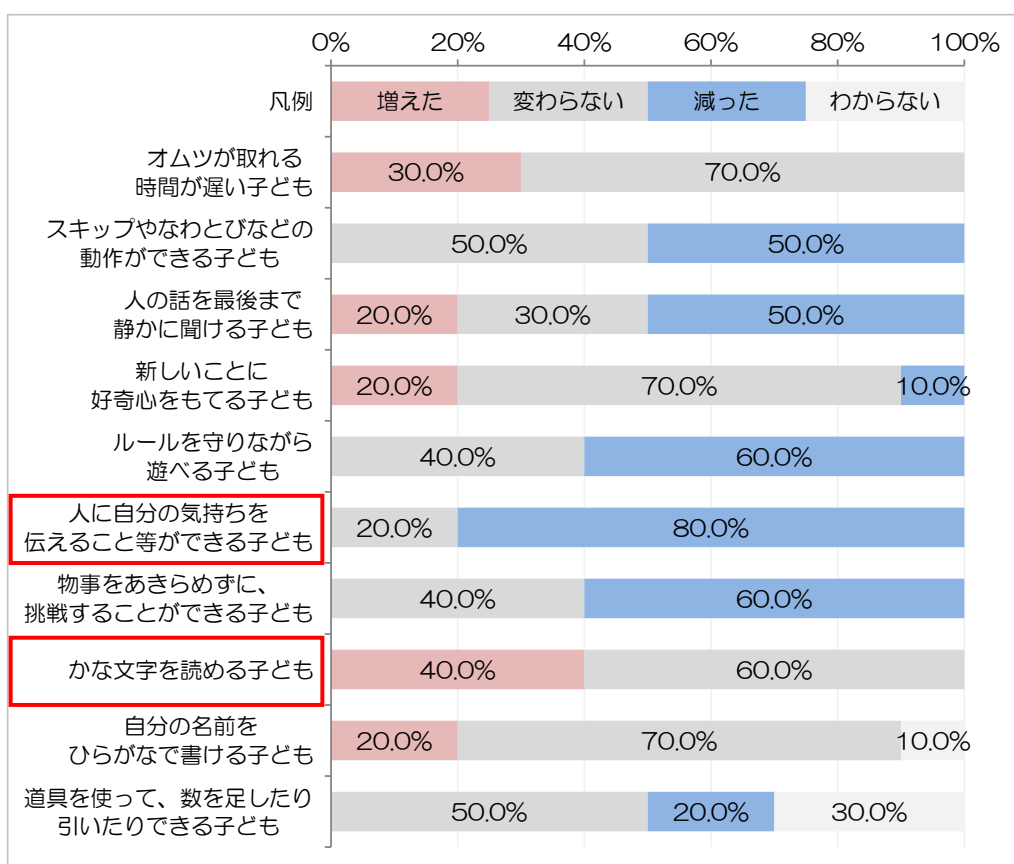
「減った」の割合が高い項目は、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」（50.0%）となっています。



② 最近10年間での子どもの育ちの変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「かな文字を読める子ども」(40.0%)となっています。

「減った」の割合が高い項目は、「人に自分の気持ちを伝えること等ができる子ども」(80.0%)となっています。



③ 幼児期に身に付けておくべき「生きる力」について

ア) 生活面

主な意見
嫌いな物を家庭で食べさせようとする工夫が見られない。
食事の時間が遅かったり、朝食を抜いたり、就寝・起床時間の乱れなど、子どもが家庭での生活リズムを大人に合わせている傾向がある。
自分で考えて行動する事ができない。指示待ちが多い。
離乳の時期と方法が適切でない。食事マナーや行儀作法ができない子が多い。身の回りのことに対して保護者が手を出し過ぎてしまったり、家庭では練習していなかったりという子どもが増えている（衣服の脱着、トイレトレーニング、箸やスプーン等）。

イ) 人とかかわる力

主な意見
ルールを持った遊びの理解がなかなかできない。
ケンカになった時、口で言うよりも前にすぐ手を出す子どもが多い。
自発的に挨拶をする子が少ない。メディア等の普及により言葉などは豊かになっているが、心の内面が幼い子が見受けられる。
かまって欲しさで情緒不安定だったり、わざと注意されるようなことをする子がいる。また、自分の想いを我慢する子、激しく主張する子の差が大きい。

ウ) 学びに向かう力を付けるために大事なこと

主な意見
何にでも興味や関心を持ち、やってみようとする事。
子どもたちが興味や関心を持てるように、大人の言葉がけなどが大切。
小さい頃から自然や遊びなど幅広く興味を持ち、自分で経験すること。
何事に対しても意欲的に活動に参加すること。話を聞き、その内容を理解すること。

④ 「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

主な意見
子どもの話を聞いてあげること。子ども中心に生活リズムを整えてあげること。
保護者が社会的マナーをしっかり守る。親子で会話のある生活。
一緒に遊んだり絵本を読んだりして、言葉や文字に興味を持たせること。
家族間でコミュニケーションをとること。

6 子育て支援センター利用者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年5月から6月まで実施しました。

② 調査対象者

上記調査実施期間に子育て支援センターを利用した保護者を対象に実施し12人から回答がありました。なお、回答者が重複しないように1世帯当たりの有効回答は1件のみとして実施しました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 来所したお子さんの年齢

選択肢	回答数	割合
6か月以上1歳未満	8	66.7%
1歳以上2歳未満	4	33.3%
サンプル数	12	100.0%

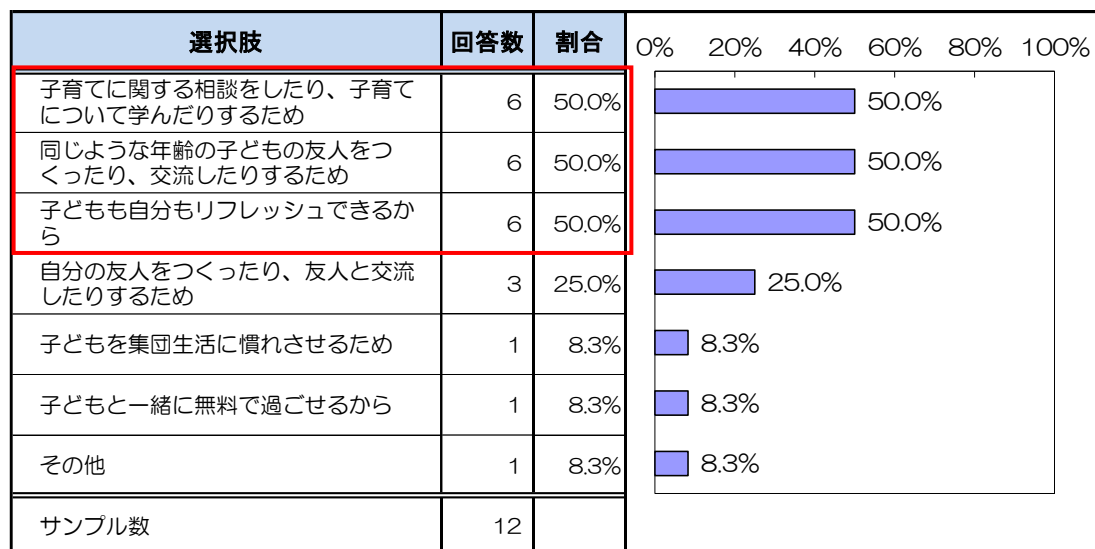
② センターのことを知った経緯

「友人・知人から」が最も多く50.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
友人・知人から	6	50.0%
町ホームページ・フェイスブックから	2	16.7%
子育て支援センター便りから	1	8.3%
その他	3	25.0%
サンプル数	12	100.0%

③ センターを利用する理由（複数回答）

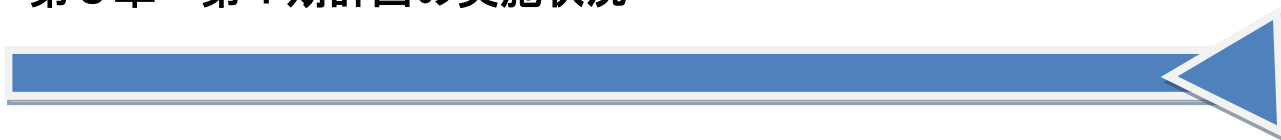
「子育てに関する相談をしたり、子育てについて学んだりするため」、「同じような年齢の子どもの友人をつくったり、交流したりするため」、「子どもも自分もリフレッシュできるから」が50.0%となっています。



④ センターに対する希望など（自由意見）

主な意見
相談したい事がある時でも先生方が忙しそうだなかなか話しかけられずに帰ることがあったので、相談しやすい仕組みがあるとよい。
小さい子用の囲いスペースや年齢別コーナーがほしい。
町内外のイベントや子連れで行ける施設やレストランなどの情報提供をしてほしい。
平日、休日、天気に関係なく遊べる室内プレイルームがあると助かる。
家では子どもを自由に動き回らせてあげることができないので、広くて沢山のおもちゃが用意されていて本当にありがたい。
保育園の中に支援センターがあるので、自分の子どもと同じ年代の子や年上の子と触れ合うことができ助かっている。

第3章 第1期計画の実施状況



1 量の見込み・確保方策の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定
平成 27 年度	見込み	46人	380人	295人
	実績	40人	354人	210人
	差異(実績-見込み)	▲6人	▲26人	▲85人
平成 28 年度	見込み	48人	392人	275人
	実績	52人	337人	192人
	差異(実績-見込み)	4人	▲55人	▲83人
平成 29 年度	見込み	46人	377人	265人
	実績	44人	316人	172人
	差異(実績-見込み)	▲2人	▲61人	▲93人
平成 30 年度	見込み	44人	356人	258人
	実績	37人	303人	174人
	差異(実績-見込み)	▲7人	▲53人	▲84人
平成 31 年度	見込み	41人	335人	251人
	実績	26人	298人	174人
	差異(実績-見込み)	▲15人	▲37人	▲77人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※各事業の事業概要については、本計画書72頁から77頁まで記載しています。

① 地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	6,564人	6,144人	5,940人	5,772人
実績	2,071人	2,349人	3,619人	2,798人
差異(実績-見込み)	▲4,493人	▲3,795人	▲2,321人	▲2,974人

② 一時預かり事業（在園児対象型）

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	12,554人	12,921人	12,445人	11,773人
実績	3,084人	4,084人	3,726人	3,374人
差異（実績-見込み）	▲9,470人	▲8,837人	▲8,719人	▲8,399人

③ 一時預かり事業（在園児対象型除く）

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	2,588人	2,526人	2,437人	2,341人
実績	225人	224人	170人	58人
差異（実績-見込み）	▲2,363人	▲2,302人	▲2,267人	▲2,283人

④ 病児保育事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	1,262人	1,243人	1,199人	1,149人
実績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-見込み）	▲1,262人	▲1,243人	▲1,199人	▲1,149人

⑤ 子育て援助支援事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	0人	0人	0人	0人
実績	0人	0人	4人	3人
差異（実績-見込み）	0人	0人	4人	3人

⑥ 利用者支援事業

実施箇所数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	0か所	0か所	0か所	0か所

⑦ 妊婦に対する健康診査

ア) 年間受診実人数

年間受診実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	155人	153人	151人	149人
実績	157人	150人	105人	87人
差異(実績-見込み)	2人	▲3人	▲46人	▲62人

イ) 延べ健診実施回数

延べ健診実施回数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	2,170回	2,142回	2,114回	2,086回
実績	1,371回	1,117回	1,140回	1,164回
差異(実績-見込み)	▲799回	▲1,025回	▲974回	▲922回

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	140人	138人	136人	134人
実績	97人	82人	41人	89人
差異(実績-見込み)	▲43人	▲56人	▲95人	▲45人

⑨ 養育支援訪問事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	10人	10人	10人	10人
実績	0人	0人	0人	0人
差異(実績-見込み)	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人

※乳児家庭全戸訪問事業と一体的に実施。

⑩ 時間外保育事業

年間実人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
見込み	304人	299人	289人	277人
実績	122人	188人	159人	148人
差異(実績-見込み)	▲182人	▲111人	▲130人	▲129人

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

(1) 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育てサービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 子どもの健全育成
- (4) 児童福祉施設の整備充実等

【主な事業・取組の実施状況】

地域子育て支援拠点事業				
概要	保育所等を利用していない保護者及びその児童に対し、子育て支援のための交流の場を提供することにより保護者の育児不安等の相談指導を行う事業。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	182 人	111 人	130 人	129 人
ファミリーサポート・センター事業				
概要	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者が行う育児に関する相互援助活動を支援する事業。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	0 人	0 人	4 人	3 人
子育て支援のネットワークの充実事業				
概要	子育て支援ネットワーク協議会による情報交換や参観日・就学児健診等での相談、機関誌「ぬくもり」の発行による啓発活動を行い相談体制の整備を図る事業。(平成 29 年度事業終了)			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問・交流回数	71 回	90 回	92 回	—
一時預かり事業				
概要	保護者の断続的・短時間の就労や、保護者の疾病により一時的に保育を必要とする就学前の児童に対し、保護者に代わって一時的に預かる事業。			
実績 (年間延べ人数)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	225 人	224 人	170 人	58 人
幼稚園	3,084 人	4,084 人	3,726 人	3,374 人

延長保育事業				
概要	保育を利用する児童、保護者のために保育時間を延長（30分）して預かる事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	849人	2,264人	2,216人	2,061人

放課後児童対策事業				
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象として、安心して子育て出来る環境を提供する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5/1 現在登録児童数	135人	118人	161人	186人

放課後子供教室推進事業				
概要	小学生3年生から6年生までを対象に毎週水曜日の放課後に実施し、様々な体験活動を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	85人	74人	64人	69人

（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- （1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- （2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- （3）「食育」の推進
- （4）小児医療の充実

【主な事業・取組の実施状況】

不妊治療助成事業				
概要	出産・子育てを希望する夫婦に対し、不妊治療の経済的負担の軽減を目的とし、不妊治療に要する費用の助成を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般不妊治療	0件	6件	5件	6件
特定不妊治療	0件	1件	3件	3件

妊婦に対する健康診査				
概要	妊娠期の健診を確実に実施するための指導を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数	157人	150人	105人	87人
受診延べ人数	1,371人	1,117人	1,140人	1,164人

1歳6か月児健診				
概要	発達のほか、歩行、ことばの獲得や歯の健康の確認を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数	132人	96人	104人	96人
受診率	97.8%	97.0%	99.0%	99.0%

3歳6か月児健診				
概要	運動・言語・社会性や視聴覚機能・尿検査・歯の健康など総合的な育ちや健康診査を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診実人数	135人	125人	134人	101人
受診率	95.7%	98.4%	98.5%	98.1%

保育所・幼稚園等虫歯予防				
概要	幼児、児童、生徒のために、保育所、幼稚園、小中学校でフッ化物洗口、保健センターでフッ化物塗布を実施し、歯に関する正しい知識の習得と虫歯の予防を図る事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所・幼稚園実施率	96.9%	96.2%	97.6%	97.5%
小学校実施率	96.7%	96.7%	96.7%	97.4%
中学校実施率	93.1%	94.0%	95.4%	95.7%
フッ化物塗布回数	6回	6回	5回	6回
フッ化物塗布人数	249人	204人	211人	192人

食育・栄養改善事業	
概要	年代に応じた食育を推進し、栄養改善のための教室の開催や相談に応じ、食の重要性の指導を行う事業。

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	12回	13回	15回	13回
延べ受講人数	204人	226人	227人	272人

保育所でのもぐもぐ教室・日食協事業

概要	各保育園で栽培した野菜等を給食に出すことにより、食への興味を持たせ、好き嫌いのない子どもたちを育てることを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	11回	12回	11回	11回
延べ受講人数	306人	205人	185人	203人

自分で作る「みやざき弁当の日」推進

概要	児童生徒が自ら弁当を作り、食に対する感謝の気持ちと自ら生きる力を育むことを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校実施校	5校	5校	5校	5校
中学校実施校	2校	2校	2校	2校

放課後子ども教室等での食育実践事業

概要	小中学校の児童生徒に対し栄養教諭等による食に関する授業を行い、食に関する知識と食を選択する力を習得させ、健全な食生活の実践の推進を目的とした事業。			
----	---	--	--	--

保健センター実施分

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	18回	12回	10回	11回
受講延べ人数	431人	278人	262人	259人

教育課実施分

実施回数	20回	20回	29回	23回
------	-----	-----	-----	-----

地域農政特別対策事業

概要	小中学生に学校給食を通じて町内で生産されている農産物を提供し、農産物に対する理解（食育）と農産物の利用拡大（地産地消）の推進を目的とした事業。（1回の給食で2品目の町内産農産物を提供した場合は、2回とカウント）			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地元食材提供回数	504回	522回	507回	578回

子ども医療費助成				
概要	これまで就学前までの児童を対象とした医療費助成を18歳まで拡充することにより保護者負担の軽減を図ることを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延べ人数	3,234人	9,292人	8,495人	8,297人

ひとり親家庭医療費助成事業				
概要	ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、生活の安定及び自立を支援することを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延べ人数	1,412人	1,435人	1,535人	1,502人

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

乳幼児とふれあう機会の場の提供（町立保育所）				
概要	保育所での職場体験等を通じ、乳幼児とふれあう機会の場の提供を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体験延べ人数	10人	16人	11人	8人

豊かな学力の向上				
概要	全国学力・学習状況調査、みやざき学力・学習調査等の結果を分析し、各学校の実態に応じた学力向上を図っています。また、定期的に学校訪問を実施し、授業力向上、指導力向上を図っています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全国学力・学習状況調査県平均以上の学校数	2校	3校	2校	3校

輝く子どもの活動フォーラム				
概要	町立小中学校の児童生徒代表がサンA川南文化ホールに一堂に会し、「輝く子どもの活動フォーラム」を開催し、各校の特色ある活動や取組についての発表や意見交換を行い、児童会・生徒会活動の活性化を図っています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	390人	579人	562人	550人

芸術鑑賞会交付金				
概要	町立小中学校の児童生徒のために、芸術鑑賞事業の周知と積極的な活用推進を図り豊かな心の教育を推進する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加延べ人数	1,074人	1,119人	885人	1,269人

三大開拓地小学生交流事業				
概要	日本三大開拓地(青森県十和田市、福島県矢吹町、川南町)の児童の交流を行い、先人の残した業績を知り、地元愛を育むとともに、社会貢献を行う態度を育成することを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加総人数	60人	57人	56人	41人
川南町参加人数	22人	20人	20人	21人

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良好な住居環境の確保
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心なまちづくりの推進

【主な事業・取組の実施状況】

さくらが丘住宅二建替え事業				
概要	町営住宅の建替えを行い、住宅を供給する事業。(平成27年度事業終了)			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
建替え戸数	4戸	—	—	—

宮崎県木造住宅耐震(診断・改修)事業				
概要	昭和56年以前の木造住宅に居住する町民に対し、民間住宅の耐震診断及び耐震改修に助成し、民間住宅耐震化率の向上を目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
診断件数	2件	7件	5件	5件
設計件数	0件	0件	2件	2件
改修件数	0件	0件	2件	1件

交通安全施設整備事業				
概要	通学路交通安全プログラムに基づき、川南町通学路交通安全推進会議の中で検討を行い、対策を行うことを目的とした事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対策件数	6件	7件	6件	14件

交通対策バス運行事業				
概要	通学時のJR川南駅前混雑解消のため、トロントロンドームと川南駅をつなぐシャトルバスを運行し、利便性の向上を目的とした事業。(学生料金無料)			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延べ人数	—	7,556人	9,083人	11,867人

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- (1) 職場環境の整備
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (3) 経済的負担への配慮
- (4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

保育料の見直し	
概要	平成27年子ども・子育て支援法の施行に伴い保育料の見直しを行い、国の基準の4割から5割軽減を行い、子育て世代の保育料の経済的軽減を行っています。

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ児童数	7,562人	7,303人	6,837人	6,474人
国基準額	153,711,590円	140,386,220円	135,090,960円	137,600,020円
利用者負担額	79,623,650円	70,816,450円	69,562,250円	43,650,800円
町助成額	74,087,940円	69,569,770円	65,528,710円	93,949,220円

ファミリーサポート・センター事業【再掲】				
概要	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者が行う育児に関する相互援助活動を支援する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ人数	0人	0人	4人	3人

高等学校等就学支援給付金				
概要	20歳未満の子どもを高等学校等に通わせている保護者に対して、高校生一人につき月額5,000円を給付する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給付額	—	—	13,590千円	28,505千円

(6) 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

【主な事業・取組の実施状況】

交通安全啓発事業（通学時の街頭指導）				
概要	地域、各種団体等と連携して、交通弱者に対する安全教育の強化を図り、交通事故のない地域を目指しています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間実施回数	24回	24回	24回	24回

「子ども連絡所」等緊急避難所の設置促進	
概要	子ども連絡所（おたすけハウス）の標旗を小学校に配布し、設置を促しています。

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
標旗配布本数	100本	100本	100本	100本

防犯灯の整備促進（LED防犯灯の設置）

概要	防犯上明かりが必要と思われる児童、生徒の通学路等に設置してある防犯灯について、老朽した防犯灯については、LEDタイプの機器へ交換・切替えを行い、安全・安心な町づくりを推進しています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置数	13基	20基	15基	11基

SOSネットワークの加入促進

概要	高鍋警察署からの防犯情報等を、希望した町民に配信し情報共有を図ることで、町民の防犯意識の醸成を図り、安全・安心な町づくりを図っています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	535人	550人	550人	396人

子ども見守り活動の促進

概要	子どもを危険から守るために、自治公民館で結成されたボランティア団体「子ども見守り隊」の設立及び活動を支援しています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
活動団体	6団体	6団体	6団体	6団体

青少年健全育成協議会・補導員部会

概要	児童生徒のために、夜市、フェスティバルでの夜間補導、河川水泳場視察等を行い、また、犯罪や災害の被害に遭わないよう周知し、家庭・学校・関係団体の連携を強化し、青少年の健全育成に努めています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青少協 注意喚起看板設置箇所数	1か所	1か所	3か所	1か所
青少協 研修会開催回数	1回	0回	1回	1回
補導員部会 夜間補導実施回数	3回	3回	3回	3回

教育支援教室設置事業

概要	小中学校で不登校となっている児童生徒のために、教育支援室を設置し、対人関係など心のケア等を行いながら自主学習に取り組みせ、学校への復帰ができる適応能力を身につけさせることを目的とした事業。			
----	--	--	--	--

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	3人	4人	6人	4人

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
(3) 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

川南町要保護児童対策地域協議会の充実				
概要	年1回の代表者会議と4回の実務者会議を開催しており、協議会の充実を目指しています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
代表者会議開催数	1回	1回	1回	1回
実務者会議開催数	2回	4回	4回	4回

ひとり親家庭日常生活支援事業				
概要	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、家事、日常生活の援助を行う事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	—	0人	0人	0人

発達相談事業				
概要	就学前乳児健診等で発育、発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、臨床心理士・言語聴覚士等による相談、訓練、指導を実施する事業。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発達相談延べ人数	39人	30人	23人	31人
言語訓練延べ人数	200人	162人	196人	173人

障がい児通所給付、障がい児施設給付				
概要	児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの利用を希望する児童（保護者）に対し障害児通所支援給付費を支給しています。			
実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	13人	26人	39人	41人

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系



1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「すべての子どもが健やかに生まれ、
明るく、賢く、たくましく育つ町 かわみなみ」

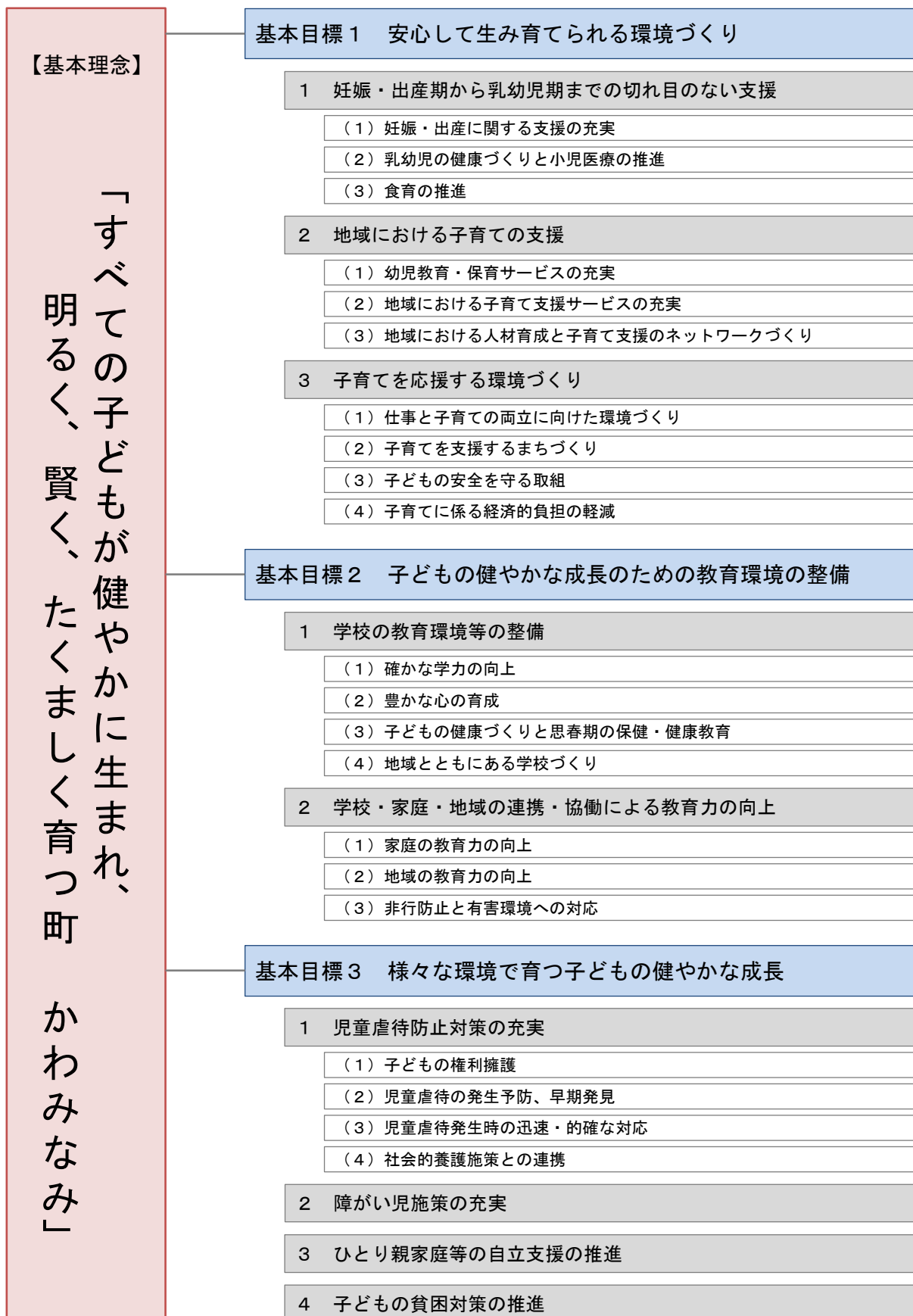
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組



基本目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。

また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費への助成を継続します。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師等による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙、川南町子育て情報誌「コソダテ」などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進**① 乳幼児の健康づくり**

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所や幼稚園において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
特定不妊治療費助成	宮崎県が行っている特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の助成に、最大15万円上乘せする。	町民健康課 (保健センター)
一般不妊治療等助成	不妊の検査や人工授精、各種療法などに係る費用を、年間10万円まで、最大2年間助成する。	町民健康課 (保健センター)
妊婦健康診査費用助成	母子健康手帳交付時に、県内医療機関又は助産所で利用出来る「妊婦健康診査助成券」を交付し、経済的不安を軽減する。	町民健康課 (保健センター)
妊婦に対する健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	町民健康課 (保健センター)
産後ケア事業	母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行う。	町民健康課 (保健センター)
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	町民健康課 (保健センター) 福祉課 (子育て支援センター)
未熟児養育費用の支援	入院が必要と判断された未熟児の養育に必要な医療費を支援する。	町民健康課 (保健センター)
乳幼児健診	子どもが健やかに成長・発達しているかを確認する乳幼児健診を無料で実施する。また、1歳6か月児、3歳6か月児健診では、希望者にむし歯フッ化物塗布を行う。	町民健康課 (保健センター)

事業・取組名	概要	担当課
保育所・幼稚園等虫歯予防	幼児、児童、生徒のために、保育所、幼稚園、小中学校でフッ化物洗口、保健センターでフッ化物塗布を実施し歯に関する正しい知識の習得と虫歯の予防を図る。	町民健康課 (保健センター)
発達相談事業	就学前乳児健診等で発育、発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、臨床心理士・言語聴覚士等による相談、訓練、指導を行う。	町民健康課 (保健センター)
ことばの教室	ことばの発達の遅れや発音等について、言語聴覚士による個別的な相談や助言を行う。	町民健康課 (保健センター)
離乳食教室	乳幼児の健全な心と身体の発達に寄与するため、乳幼児の発達段階に応じた離乳食教室を町内在住の生後3か月から1歳6か月の乳幼児の保護者を対象に無料で実施する。	町民健康課 (保健センター)
保育所での食育	各保育園で栽培した野菜等を給食に出すことにより、食への興味を持たせ、好き嫌いのない子どもたちを育てる。	福祉課 町民保健課 (保健センター)

2 地域における子育ての支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組むとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組めます。

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、川南町子ども・子育て審議会の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を維持します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、受け皿の確保に取り組めます。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を国・県の動向を見ながら強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

幼保小連絡協議会を実施し、保育所や幼稚園などにおいて、令和4年度にアプローチカリキュラムを作成しました。子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、子どもの心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

就学前から小学校6年生までのお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となっている「子育て支援センター」の充実を図るとともに、イベント等に関する情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かり事業の充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、保育所等の一時預かり事業に加え、子育て支援センターにおける日曜日又は祝日の一時保育事業に取り組みます。

※一時保育事業：子育て支援センターで行う一時預かり事業のこと。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙、川南町子育て情報誌「コソダテ」など、様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成等に取り組んできましたが、地域のニーズが見込めないため、子育て支援センターにおける日曜日又は祝日の一時保育事業に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
延長保育事業	保育を利用する児童、保護者のために保育時間を延長して預かる事業。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	福祉課
一時預かり事業	保護者の断続的・短時間の就労や、保護者の疾病により一時的に保育を必要とする就学前の児童に対し、保護者に代わって一時的に預かる事業。	福祉課

3 子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進、交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育てを応援する環境づくりを推進します。

(1) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

① 男女が子育てを行う意識の醸成

男女が子育てを行う意識を高めるため、講座や講演会を開催するなどの取組を年1回以上行います。また、学校教育においては、男女平等教育を推進するための取組を行います。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を發揮できる環境づくりを進めるため、令和4年10月に開館した川南町総合福祉センターに病児・病後児保育施設を整備しました。また、(株)マミーゴーや(株)リクルートのエアワークとの連携により女性の就労支援を行います。さらに、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

(2) 子育てを支援するまちづくり

良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。また、町民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

(3) 子どもの安全を守る取組

① 子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。また、社会福祉協議会のチャイルドシート貸し出し事業も推進します。

② 防犯体制の強化

保育所の「保育安全計画」、幼稚園の「学校安全計画」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を年1回以上の防犯訓練等で強化し、関係団体と連携した見守り活動や「子ども連絡所」等の防犯ボランティア活動を支援します。

③ 安全な道路交通環境の整備

保育園等における園児の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

(4) 子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、令和5年度から、18歳までの子どもの医療費を無償化します。また、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、公営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
放課後児童対策事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童を対象として、安心して子育て出来る環境を提供するため放課後児童クラブを開設。	教育課
宮崎県木造住宅耐震(診断・改修)事業	昭和56年以前の木造住宅に居住する町民に対し、民間住宅の耐震診断及び耐震改修に助成し、民間住宅耐震化率の向上を図る。	建設課
交通安全啓発事業(通学時の街頭指導)	地域、各種団体等と連携して、交通弱者に対する安全教育の強化を図り、交通事故のない地域を目指す。	まちづくり課
交通安全施設整備事業	通学路交通安全プログラムに基づき、川南町通学路交通安全推進会議の中で検討を行い、対策を行う。	建設課
交通対策バス運行事業	通学時のJR川南駅前混雑解消のため、トロントロンドームと川南駅をつなぐシャトルバスを運行し、利便性の向上を図る。	建設課
「子ども連絡所」等緊急避難所の設置促進	子ども連絡所(おたすけハウス)の標旗を小学校に配布し、設置を促進する。	教育課
防犯灯の整備促進(LED防犯灯の設置)	老朽した防犯灯については、LEDタイプの機器へ交換・切替えを行い、安全・安心な町づくりを推進。	まちづくり課

第5章 基本目標ごとの取組

事業・取組名	概要	担当課
SOSネットワークの加入促進	高鍋警察署からの防犯情報等を、希望した町民に配信し情報共有を図ることで、町民の防犯意識の醸成を図り、安全・安心な町づくりを図る。	まちづくり課
子ども見守り活動の促進	子どもを危険から守るために、自治公民館で結成されたボランティア団体「子ども見守り隊」の設立及び活動を支援。	まちづくり課
子ども医療費助成	これまで就学前までの児童を対象とした医療費助成を、18歳まで拡充することにより保護者負担の軽減を図る。	福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費の全額を助成することにより、生活の安定及び自立を支援。	福祉課
高等学校等就学支援給付金	20歳未満の子どもを高等学校等に通わせている保護者に対して、高校生一人につき月額5,000円を給付する事業。	まちづくり課

【基本目標1 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	保育所待機児童数	※1 0人	※3 0人	福祉課
2	放課後児童クラブ待機児童数	※2 0人	※4 0人	教育課
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	38.4% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	4.6% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	38.5% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
6	1歳6か月児健康診査の受診率	99.0% (H30年度)	維持 (R5年度)	町民健康課
7	3歳6か月児健康診査の受診率	98.1% (H30年度)	維持 (R5年度)	町民健康課

※1：平成31年4月1日現在

※2：平成31年4月1日現在

※3：令和6年4月1日時点

※4：令和6年4月1日時点

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導の充実及び小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実に努めます。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる道徳科などの授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの日常化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育「命を大切にす教育の推進」を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

(4) 地域とともにある学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備・充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
豊かな学力の向上	全国学力・学習状況調査、みやざき学力・学習調査等の結果を分析し、各学校の実態に応じた学力向上を図る。また、定期的に学校訪問を実施し、授業力向上、指導力向上を図る。	教育課
放課後子供教室推進事業	小学生3年生から6年生までを対象に毎週水曜日の放課後に「放課後子供教室」を実施し、様々な体験活動を実施。	教育課
輝く子どもの活動フォーラム	町立小中学校の児童生徒代表がサンA川南文化ホールに一堂に会し、「輝く子どもの活動フォーラム」を開催し、各校の特色ある活動や取組についての発表や意見交換を行い、児童会・生徒会活動の活性化を図る。	教育課
芸術鑑賞会交付金	町立小中学校の児童生徒のために、芸術鑑賞事業の周知と積極的な活用推進を図り豊かな心の教育を推進。	教育課
乳幼児とふれあう機会の場の提供（町立保育所）	保育所での職場体験等を通じ、乳幼児とふれあう機会の場の提供を行う。	福祉課
三大開拓地小学生交流事業	日本三大開拓地（青森県十和田市、福島県矢吹町、川南町）の児童の交流を行い、先人の残した業績を知り、地元愛を育むとともに、社会貢献を行う態度を育成する。	教育課
教育支援教室設置事業	小中学校で不登校となっている児童生徒のために、教育支援室を設置し、対人関係など心のケア等を行いながら自主学習に取り組みせ、学校への復帰ができる適応能力を身につけさせる取組を実施。	教育課
食育・栄養改善事業	年代に応じた食育を推進し、栄養改善のための教室の開催や相談に応じ食の重要性を指導する。	町民健康課
自分で作る「みやざき弁当の日」推進	児童生徒が自ら弁当を作り、食に対する感謝の気持ちと自ら生きる力を育む「みやざき弁当の日」を実施。	教育課
食育実践事業	小中学校の児童生徒に対し栄養教諭等による食に関する授業を行い、食に関する知識と食を選択する力を習得させ、健全な食生活の実践を推進。	教育課 町民健康課 (保健センター)
地域農政特別対策事業	小中学生に学校給食を通じて町内で生産されている農産物を提供し、農産物に対する理解（食育）と農産物の利用拡大（地産地消）を推進。	教育課

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

(3) 非行防止と有害環境への対応

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して、取組を進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
青少年健全育成協議会・補導員部会	児童生徒のために、夜市、フェスティバルでの夜間補導、河川水泳場視察等を行い、また、犯罪や災害の被害に遭わないよう周知し、家庭・学校・関係団体の連携を強化し、青少年の健全育成を図る。	教育課

【基本目標2 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	43.4% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	28.5% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	40.4% (R1年度)	減少 (R5年度)	福祉課 (保護者調査)
4	全国学力・学習状況調査県平均以上の学校数	3校 (H30年度)	増加 (R5年度)	教育課

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

様々な環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人一人の子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

① 相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を行います。

② 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

(4) 社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て支援短期利用事業等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
川南町要保護児童対策地域協議会の充実	年1回の代表者会議と4回の実務者会議を開催し、協議会の充実を図る。	福祉課
子育て支援短期利用事業 (ショートステイ事業) (トワイライトステイ事業)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において、一定期間、教育及び保育を行う。	福祉課

2 障がい児施策の充実

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
発達相談事業	就学前乳児健診等で発育、発達に遅れがあると思われる幼児とその保護者に対し、臨床心理士・言語聴覚士等による相談、訓練、指導を実施。	町民健康課 (保健センター)
障がい児通所給付、障がい児施設給付	児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの利用を希望する児童(保護者)に対し障害児通所支援給付費を支給。	福祉課

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かく対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、生活の安定及び自立を支援。	福祉課
ひとり親家庭日常生活支援事業	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、家事、日常生活の援助を行う事業。	福祉課

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

【基本目標3 評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置 (R1 年度)	設置 (R4 年度)	福祉課
2	要保護児童対策地域協議会における調整担当者の配置	未配置 (R1 年度)	配置 (R4 年度)	福祉課
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	14.1% (R1 年度)	減少 (R5 年度)	福祉課 (保護者調査)
4	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	15.5% (R1 年度)	減少 (R5 年度)	福祉課 (保護者調査)
5	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前児童保護者の割合	17.4% (R1 年度)	減少 (R5 年度)	福祉課 (保護者調査)
6	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	30.0% (R1 年度)	減少 (R5 年度)	福祉課 (保護者調査)

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制



1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では第1期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業については、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

【全国共通で「量の見込み」を算出する事業】

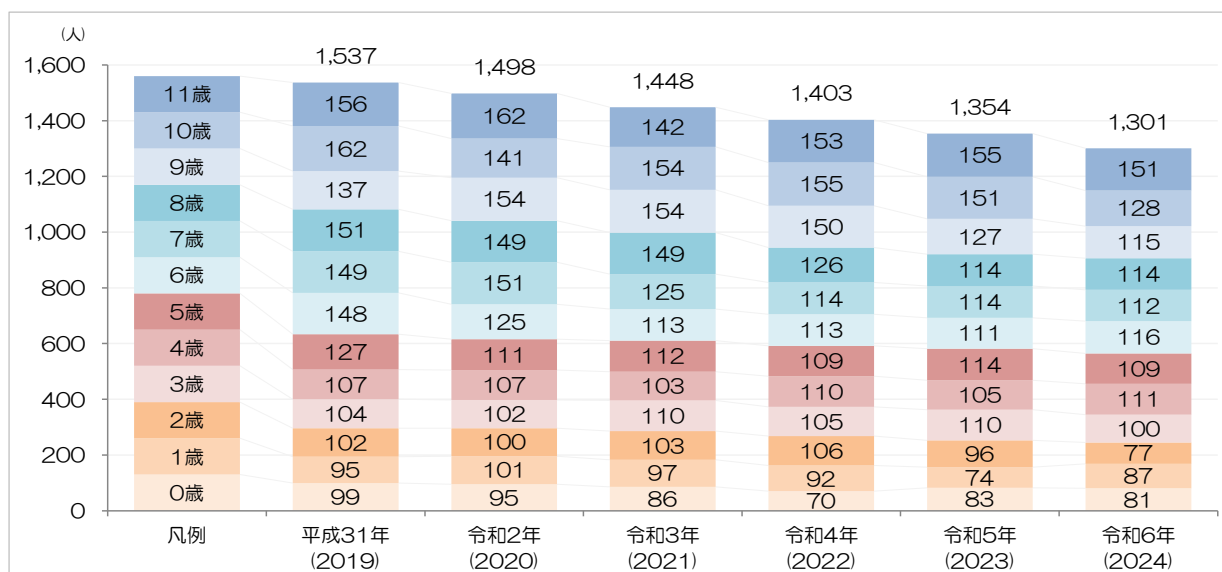
事業	対象児童年齢
1号認定	3～5歳
2号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）	3～5歳
3号認定	0歳、1・2歳
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業	0～18歳
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業	在園児型 3～5歳、その他 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業	0～5歳、1～3年生、4～6年生

① 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、平成29年から令和4年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法^{*}を用いて算出しました。

^{*}コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	実績				推計	
	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
0歳	99人	95人	86人	70人	83人	81人
1歳	95人	101人	97人	92人	74人	87人
2歳	102人	100人	103人	106人	96人	77人
3歳	104人	102人	110人	105人	110人	100人
4歳	107人	107人	103人	110人	105人	111人
5歳	127人	111人	112人	109人	114人	109人
小計	634人	616人	611人	592人	582人	565人
6歳	148人	125人	113人	113人	111人	116人
7歳	149人	151人	125人	114人	114人	112人
8歳	151人	149人	149人	126人	114人	114人
9歳	137人	154人	154人	150人	127人	115人
10歳	162人	141人	154人	155人	151人	128人
11歳	156人	162人	142人	153人	155人	151人
小計	903人	882人	837人	811人	772人	736人
合計	1,537人	1,498人	1,448人	1,403人	1,354人	1,301人



② 潜在的家庭類型と「量の見込み」の算出

「国の手引き」では、各事業の将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート調査結果での母親の就労希望等を反映させた「潜在的家庭類型」が求められます。

前頁①に記載した推計児童数を用いて、以下の計算式で「量の見込み」を算出することとしています。

ア) 家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在的家庭類型（％）」＝「家庭類型別児童数（人）」

イ) 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上 + 下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが月下限時間未満 + 下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

【本町の家庭類型（「現在」及び「潜在」）】

タイプ	現在		潜在	
	人数	割合	人数	割合
タイプA	49人	11.1%	49人	11.1%
タイプB	221人	50.1%	233人	52.8%
タイプC	139人	31.5%	132人	29.9%
タイプC'	5人	1.1%	3人	0.7%
タイプD	27人	6.1%	24人	5.4%
タイプE	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプE'	0人	0.0%	0人	0.0%
タイプF	0人	0.0%	0人	0.0%
全体	441人	100.0%	441人	100.0%

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び過去の実績を勘案し、令和5年度及び令和6年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和2年度） ※R2.4.1現在の人数		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1、2歳	合計
①量の見込み(入所児童数)		29人	284人	18人	185人	203人
確保方策	認可保育所		260人	18人	222人	240人
	幼稚園(川南45,平成80)	125人				
	地域型保育施設 (川南幼稚園19)				19人	19人
	②合計	125人	260人	18人	241人	259人
過不足(②-①)		96人	▲24人※1	0人	56人	56人※2

※1 認可保育所2号認定の定員に対する不足分は弾力的運用により解消。

※2 認可保育所3号認定の定員の余剰分は弾力的運用により2号認定不足分に対応。

2年目（令和3年度） ※R3.4.1現在の人数		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1、2歳	合計
①量の見込み(入所児童数)		40人	281人	17人	187人	204人
確保方策	認可保育所		260人	18人	222人	240人
	幼稚園(川南45,平成15)	60人				
	地域型保育施設 (川南幼稚園19,平成kids3)				22人	22人
	②合計	60人	260人	18人	244人	262人
過不足(②-①)		20人	▲21人※1	1人	57人	58人※2

※1 同上。

※2 同上。

3年目（令和4年度） ※R4.4.1現在の人数		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1、2歳	合計
①量の見込み(入所児童数)		46人	277人	16人	171人	187人
確保 方 策	認可保育所		260人	18人	222人	240人
	幼稚園(川南45,平成15)	60人				
	地域型保育施設 (川南幼稚園19,平成kids3)				22人	22人
	②合計	60人	260人	18人	244人	262人
過不足(②-①)		14人	▲17人※1	2人	73人	75人※2

※1 同上。 ※2 同上。

4年目（令和5年度） ※R5.4.1現在の人数		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1、2歳	合計
①量の見込み(入所児童数)		46人	285人	30人	112人※3	142人
確保 方 策	認可保育所		260人	30人	170人	200人※4
	幼稚園(川南60,平成15)	75人				
	地域型保育施設 (川南幼稚園19,平成kids3)				22人	22人
	②合計	75人	260人	30人	192人	222人
過不足(②-①)		29人	▲25人※1	0人	80人	80人※2

※1 同上。 ※2 同上。

※3 1、2歳児童数の減少が見込まれることから減少を想定。

※4 認可定員の変更により前年比40名の減少予定(川南東保育園20人減、石井記念川南保育園20人減)。

5年目（令和6年度） ※R6.4.1現在の人数		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1、2歳	合計
①量の見込み(入所児童数)		46人	285人	30人	112人	142人
確保 方 策	認可保育所		260人	30人	170人	200人
	幼稚園(川南60,平成15)	75人				
	地域型保育施設 (川南幼稚園19,平成kids3)				22人	22人
	②合計	75人	260人	30人	192人	222人
過不足(②-①)		29人	▲25人※1	0人	80人	80人※2

※1 同上。 ※2 同上。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、令和2年度から令和6年度までの地域子ども・子育て事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

(1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	1,161 人日 (2,386 人日)	810 人日 (1,810 人日)	2,400 人日 (5,500 人日)	3,500 人日 (10,000 人日)	3,500 人日 (10,000 人日)
確保方策 【実施箇所数】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

※（ ）内は、令和4年9月までは保育所等を利用していない未就学児とその保護者を加えた利用者数。令和4年10月以降は小学校6年生までの児童と保護者を加えた利用者数。

(2) 一時預かり事業等

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用 【年間延べ人数】	347 人日	227 人日	140 人日	139 人日	141 人日
	2号認定による利用 【年間延べ人数】	2,918 人日	3,998 人日	5,599 人日	7,105 人日	7,105 人日
確保方策 【年間延べ人数】		3,265 人日	4,225 人日	5,739 人日	7,244 人日	7,246 人日

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		133 人日	93 人日	68 人日	68 人日	68 人日
確保 方 策	一時預かり事業 (幼稚園型及び下記を除く) 【年間延べ人数】	133 人日	93 人日	70 人日	70 人日	70 人日
	一時預かり事業 (地域子育て支援拠点) 【年間延べ人数】	0 人日	0 人日	※1 24 人日	※1 50 人日	※1 50 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 【年間延べ人数】	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

※1 川南町子育て支援センター「こどもん」において令和4年10月事業開始。

(3) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】		0 人日	0 人日	40 人日	50 人日	50 人日
確保 方 策	病児保育事業 【年間延べ人数】	0 人日	0 人日	40 人日	50 人日	50 人日

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間延べ人数】	1人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策 【年間延べ人数】	1人日	0人日	—※1	—	—

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

※1 援助を行うことを希望する者が見込めないことから、令和3年度で事業を廃止し、一時預かり事業で対応。

(5) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	135人	100人	93人	92人	91人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	県内 医療機関	県内 医療機関	県内 医療機関	県内 医療機関	県内 医療機関

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	90人	64人	95人	93人	92人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	【対応数】 保健師6名 保育士2名 【実施箇所】 保健センター 子育て 支援センター	【対応数】 保健師6名 保育士2名 【実施箇所】 保健センター 子育て 支援センター	【対応数】 保健師6名 保育士2名 【実施箇所】 保健センター 子育て 支援センター	【対応数】 保健師6名 保育士2名 【実施箇所】 保健センター 子育て 支援センター	【対応数】 保健師6名 保育士2名 【実施箇所】 保健センター 子育て 支援センター

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(7) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【実施箇所数】	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 【実施箇所数】	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【実施箇所数】	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	—	—	—	—	—

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【年間実人数】	101人	127人	217人	216人	216人
確保方策	【年間実人数】	220人	220人	220人	220人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

(10) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 低学年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1年生	81人	69人	76人	75人	70人
	2年生	81人	65人	65人	62人	63人
	3年生	67人	61人	56人	46人	45人
	合計	229人	195人	197人	183人	178人
確保 方策	【年間実人数】	229人	195人	245人	245人	245人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

② 高学年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	4年生	48人	43人	36人	33人	29人
	5年生	26人	20人	12人	13人	12人
	6年生	11人	11人	3人	3人	3人
	合計	85人	74人	51人	49人	44人
確保 方策	【年間実人数】	85人	74人	50人	50人	50人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※令和2年度～3年度の数值は実績値、令和4年度の数值は実績見込値。

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、確保方策が不足する地域にあっては、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行することにより、低年齢児の待機児童対策として有効であると考えられていることから、需要と供給のバランスを考慮しつつ、移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

幼稚園、保育所と小学校との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

7 改正児童福祉法に基づく新規事業の開始に向けた検討

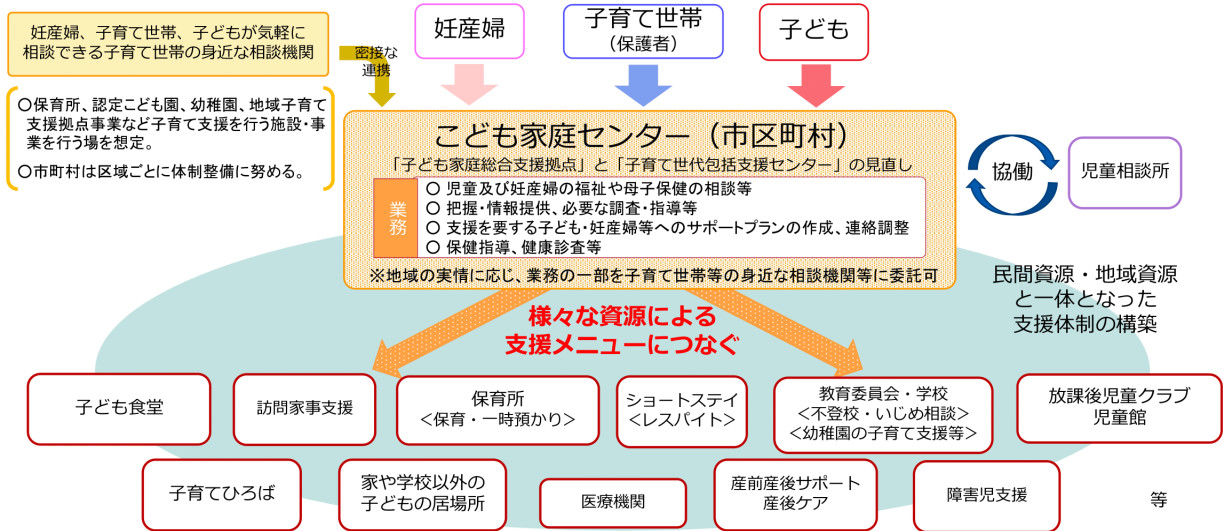
令和4年6月に国会で成立し、令和6年4月に施行される改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務として定められました。

また、地域子ども・子育て支援事業について、「子育て世帯訪問支援事業」等の新設や「子育て短期支援事業」等の拡充が定められました。

「こども家庭センター」の設置や地域子ども・子育て支援事業の新設・拡充等について、国の動向や本町の実情を踏まえた検討を行います。

改正児童福祉法に係る厚生労働省公表資料（抜粋）

・こども家庭センターのイメージ



・地域子ども・子育て支援事業の新設・拡充

新設	<p>子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ➢ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等 	<p style="text-align: center;">地域子ども・子育て支援事業への位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市区町村の計画的整備 ✓ 子ども・子育て交付金の充当
	<p>児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ➢ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等 	
	<p>親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ➢ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等 	
拡充	<p>子育て短期支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ➢ 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。 	
	<p>一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。 	

第7章 放課後子ども総合プラン



1 新・放課後子ども総合プランの概要

国が平成30年9月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」（以下、「総合プラン」という。）では、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしています。

また、「総合プラン」では、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

「総合プラン」に基づき、本町の放課後児童クラブ、放課後子供教室における取組の方向性を示すものとして「放課後子ども総合プラン」を策定します。

【「新・放課後子ども総合プラン」の概要】

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

2 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後又は学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

令和4年3月31日現在、5か所で実施しています。

No.	学校区	放課後児童クラブ名	実施場所	登録児童数
1	川南小学校	中央児童クラブ	川南小学校内	110人
2	通山小学校	通山小児童クラブ	通山小学校内	55人
3	東小学校	金鈴学園児童クラブ	東小学校内	42人
4	多賀小学校	多賀小児童クラブ	多賀小学校内	24人
5	山本小学校	山本小児童クラブ	山本小学校内	36人
令和4年3月31日現在登録児童数合計				267人

(2) 放課後子供教室の状況

放課後子供教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

令和4年3月31日現在現在、6か所で実施しています。

No.	学校区	放課後子供教室名	実施場所	実施曜日	登録児童数
1	川南小学校	川南小元気っ子子ども教室	川南別館	水曜日	14人
2	通山小学校	通山小元気っ子子ども教室	通山別館	水曜日	9人
3	東小学校	東小元気っ子子ども教室	東別館	水曜日	11人
4	多賀小学校	多賀小元気っ子子ども教室	多賀別館	水曜日	11人
5	山本小学校	山本小元気っ子子ども教室	山本別館	水曜日	23人
6	全小学校区	元気っ子サークル	生涯学習センター	毎月第2土曜日	11人
令和4年3月31日現在登録児童数合計					79人

3 行動計画

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

① 低学年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	81人	69人	76人	75人	70人
	2年生	81人	64人	65人	62人	63人
	3年生	67人	61人	56人	46人	45人
	合計	229人	194人	197人	183人	178人
確保方策	【年間実人数】	229人	194人	245人	245人	245人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

② 高学年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4年生	48人	42人	36人	33人	29人
	5年生	26人	20人	12人	13人	12人
	6年生	11人	11人	3人	3人	3人
	合計	85人	73人	51人	49人	44人
確保方策	【年間実人数】	85人	73人	50人	50人	50人
	【実施箇所数】	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※①②ともに、令和2年度～3年度の数値は実績値、令和4年度の数値は実績見込値。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

今後の放課後児童クラブ、放課後子供教室の利用児童数や利用状況を勘案し、必要に応じて、一体型放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施を検討します。

(3) 一体的又は連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子供教室を実施している小学校ごとに、放課後子供教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるように定期的な打合せの場の設置を検討します。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子供教室を利用する場合の児童の受け入れや引渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

(4) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

放課後子供教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の担当課が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

(5) 教育と福祉の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と福祉課が連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(7) 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

(8) 各放課後児童クラブの役割向上のための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

(9) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、地域との連携を図り、自治公民館や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第8章 計画の推進



1 計画推進のために

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

2 各主体の役割

(1) 行政の役割

本町は、幼児期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援並びに次世代育成支援対策等を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策や事業・取組は、それぞれの担当課や学校、保育園、幼稚園などが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、毎年度個々の施策や事業・取組の進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する川南町子ども・子育て審議会において、定期的に計画に基づく実施状況等についての点検・評価を行い、計画の推進に反映します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識の下、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会との関わりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、自治公民館や地域の各種団体、企業など様々な主体が活動する中で、全ての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とともに、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編



1 中間見直しの実施概要

(1) 策定方法

中間見直しにあたって、内部調査及び外部調査を通じて、第2期計画の点検・評価を行うとともに、川南町子ども・子育て審議会の開催や保護者アンケート調査の実施を通じた、関係機関・団体や子どもの保護者等の意見の把握に努めました。

(2) 川南町子ども・子育て審議会

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「川南町子ども・子育て審議会」において委員の意見を聴取して策定しました。

回	期 日	主な内容
第1回	令和4年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育量の見込み等について ・計画の中間見直しについて
第2回	令和5年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間評価報告について ・中間見直し案について

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和4年7月に実施しました。

2 中間点検・評価結果概要

(1) 基本目標ごとの評価指標に係る評価結果

① 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現行計画		現状 (R4)
		現状(R1)	目標	
1	保育所待機児童数	0人	0人	0人
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	0人
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	38.4%	減少	40.8%
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	4.6%	減少	5.8%
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	38.5%	減少	23.2%
6	1歳6か月児健康診査の受診率	99.0%	維持	95.6%
7	3歳6か月児健康診査の受診率	98.1%	維持	95.4%

※青色は「目標を達成した、あるいは改善傾向にある」、赤色は「悪化傾向にある」ことを示す
(以下、同様)。

② 基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

No	項目	現行計画		現状 (R4)
		現状(R1)	目標	
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	43.4%	減少	38.1%
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	28.5%	減少	25.0%
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	40.4%	減少	32.6%

③ 基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現行計画		現状 (R4)
		現状(R1)	目標	
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置※1	設置
2	要保護児童対策地域協議会における調整担当者の配置	未設置	設置※1	設置
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	14.1%	減少	9.6%
4	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	15.5%	減少	12.5%
5	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前児童保護者の割合	17.4%	減少	14.4%
6	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	30.0%	減少	22.6%

※1 令和4年度時点を目標とする。

(2) 内部調査による評価結果

① 基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

施策	進捗評価
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援	B. 概ね順調に推進できている
(1) 妊娠・出産に関する支援の充実	
① 不妊治療費の助成	B. 概ね順調に推進できている
② 妊産婦に対する支援の充実	B. 概ね順調に推進できている
③ 情報提供の充実	A. 順調に推進できている
(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進	
① 乳幼児の健康づくり	B. 概ね順調に推進できている
② 小児医療の推進	B. 概ね順調に推進できている
(3) 食育の推進	B. 概ね順調に推進できている

施策	進捗評価
2 地域における子育ての支援	B. 概ね順調に推進できている
(1) 幼児教育・保育サービスの充実	
① 教育・保育の提供体制の確保	A. 順調に推進できている
② 保育士人材の確保	C. あまり推進できていない
③ 多様な保育サービスの充実	B. 概ね順調に推進できている
④ 教育・保育の質の向上	B. 概ね順調に推進できている
⑤ 教育・保育における連携推進	B. 概ね順調に推進できている
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	
① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供	A. 順調に推進できている
② 身近で利用しやすい一時預かりの充実	A. 順調に推進できている
③ 子育て支援サービスの情報提供	B. 概ね順調に推進できている
(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり	C. あまり推進できていない
3 子育てを応援する環境づくり	B. 概ね順調に推進できている
(1) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり	
① 男女が子育てを行う意識の醸成	B. 概ね順調に推進できている
② 仕事と子育ての両立のための基盤整備	B. 概ね順調に推進できている
(2) 子育てを支援するまちづくり	B. 概ね順調に推進できている
(3) 子どもの安全を守る取組	
① 子どもの交通事故防止	A. 順調に推進できている

施策	進捗評価
② 防犯体制の強化	B. 概ね順調に推進できている
③ 安全な道路交通環境の整備	B. 概ね順調に推進できている
(4) 子育てに係る経済的負担の軽減	B. 概ね順調に推進できている

② 基本目標 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

施策	進捗評価
1 学校の教育環境等の整備	B. 概ね順調に推進できている
(1) 確かな学力の向上	B. 概ね順調に推進できている
(2) 豊かな心の育成	B. 概ね順調に推進できている
(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育	
① 健やかな体の育成	B. 概ね順調に推進できている
② 保健対策の充実と健康教育の推進	B. 概ね順調に推進できている
(4) 地域とともにある学校づくり	A. 順調に推進できている
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上	A. 順調に推進できている
(1) 家庭の教育力の向上	B. 概ね順調に推進できている
(2) 地域の教育力の向上	B. 概ね順調に推進できている
(3) 非行防止と有害環境への対応	B. 概ね順調に推進できている

③ 基本目標 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

施策	進捗評価
1 児童虐待防止対策の充実	A. 順調に推進できている
(1) 子どもの権利擁護	B. 概ね順調に推進できている
(2) 児童虐待の発生予防、早期発見	A. 順調に推進できている
(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	
① 相談支援体制の強化	A. 順調に推進できている
② 関係機関との連携強化	A. 順調に推進できている
(4) 社会的養護施策との連携	B. 概ね順調に推進できている
2 障がい児施策の充実	A. 順調に推進できている
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	B. 概ね順調に推進できている
4 子どもの貧困対策の推進	C. あまり推進できていない

④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

施策	進捗評価
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	B. 概ね順調に推進できている
(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策	B. 概ね順調に推進できている
(3) 教育・保育施設等と小学校との連携	B. 概ね順調に推進できている
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	B. 概ね順調に推進できている
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保	B. 概ね順調に推進できている

⑤ 放課後子ども総合プラン

施策	進捗評価
3 行動計画	
(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量	B. 概ね順調に推進できている
(3) 一体的又は連携による実施に関する方策	B. 概ね順調に推進できている
(4) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策	B. 概ね順調に推進できている
(5) 教育と福祉の連携に関する方策	A. 順調に推進できている
(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	B. 概ね順調に推進できている
(7) 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組	C. あまり推進できていない
(8) 各放課後児童クラブの役割向上のための方策	B. 概ね順調に推進できている
(9) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	B. 概ね順調に推進できている

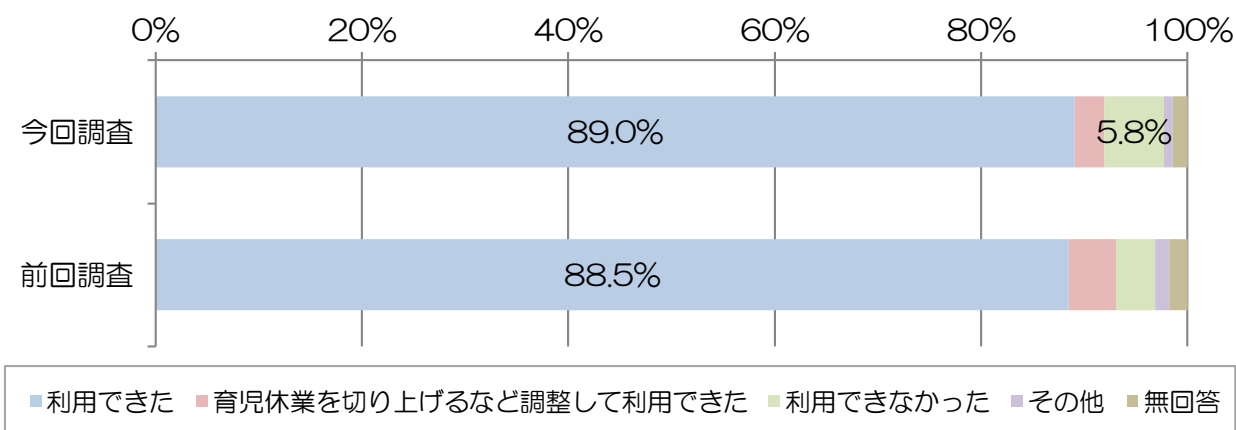
(3) 外部調査による評価結果

① サービスの利用状況、利用満足度

◆「希望した時期に希望した保育サービス等を利用できたか」について

89.0%の保護者が「利用できた」と回答している一方、「利用できなかった」と回答した割合は5.8%と、前回調査の4.6%から1.2ポイント上昇している。

問 あなたは、希望した時期に、希望した保育サービス等を利用することができましたか。【就学前児童保護者調査】



◆保育サービス等に対する満足度

満足度は全体的に高く、全項目で8割を超えている。

前回調査時と比較して、満足度が上昇した項目としては「職員等の配置状況（人員体制）」「施設・環境（園舎・園庭、遊具など）」等が挙げられ、低下した項目としては「行事（保育参観や運動会など）」「保護者への情報伝達」等が挙げられる。

問 現在ご利用になっている保育サービス等に対してどのように感じていますか。

【就学前児童保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
① 施設・環境（園舎・園庭、遊具など）	86.8%	89.0%	2.2%
② 職員等の配置状況（人員体制）	87.6%	90.5%	2.9%
③ 子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）	91.1%	90.8%	▲0.3%
④ 行事（保育参観や運動会など）	88.8%	86.7%	▲2.1%
⑤ 食事	94.0%	93.1%	▲0.9%
⑥ 病気やケガのときの対応	92.0%	93.7%	1.7%
⑦ 保護者への情報伝達	85.1%	83.3%	▲1.8%
⑧ 悩みごとなどへの相談対応	89.4%	90.8%	1.4%
⑨ 保護者の要望・意見への対応	87.1%	88.8%	1.7%
⑩ 利用者間のネットワークづくり	84.8%	86.2%	1.4%
⑪ 安全対策	92.8%	92.8%	0.0%
⑫ 衛生対策	92.2%	92.5%	0.3%

※選択肢は「大変満足」「ほぼ満足」「やや不満」「大変不満」であり、満足度は「大変満足」「ほぼ満足」のいずれかに回答した割合を示す。

◆放課後児童クラブに対する満足度

満足度は全体的に高く、全項目で7割を超えている。

前回調査時と比較して、多くの項目で満足度が上昇しており、特に「衛生対策」「保護者への情報伝達」「利用者間のネットワークづくり」等における上昇幅が大きくなっている。

問 現在ご利用になっている保育サービス等に対してどのように感じていますか。

【小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
① 施設・環境	84.7%	89.3%	4.6%
② 職員等の配置状況（人員体制）	90.7%	90.5%	▲0.2%
③ 子どもへの接し方	87.3%	91.7%	4.4%
④ 行事の内容	85.3%	88.1%	2.8%
⑤ 病気やケガのときの対応	90.0%	92.9%	2.9%
⑥ 保護者への情報伝達	86.0%	92.9%	6.9%
⑦ 悩みごとなどへの相談対応	85.3%	85.7%	0.4%
⑧ 保護者の要望・意見への対応	83.3%	89.3%	6.0%
⑨ 利用者間のネットワークづくり	71.3%	77.4%	6.1%
⑩ 安全対策	86.0%	91.7%	5.7%
⑪ 衛生対策	81.3%	91.7%	10.4%

※選択肢は「大変満足」「ほぼ満足」「やや不満」「大変不満」であり、満足度は「大変満足」「ほぼ満足」のいずれかに回答した割合を示す。

② 子育て支援事業の利用

◆事業の認知度

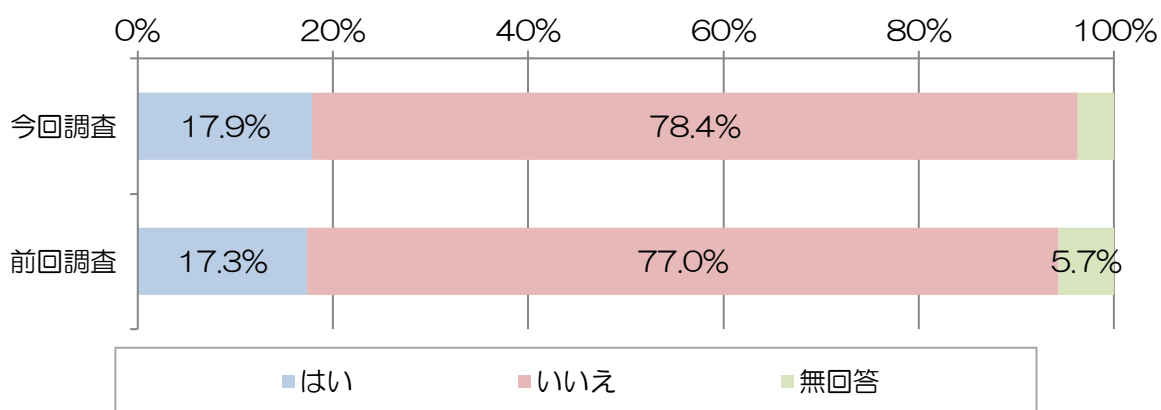
「子育て支援短期利用事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」ともに認知度が2割を下回っている。

前回調査時と比較して、「子育て支援短期利用事業」の認知度は同程度だが、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の認知度は4.3ポイント上昇している。

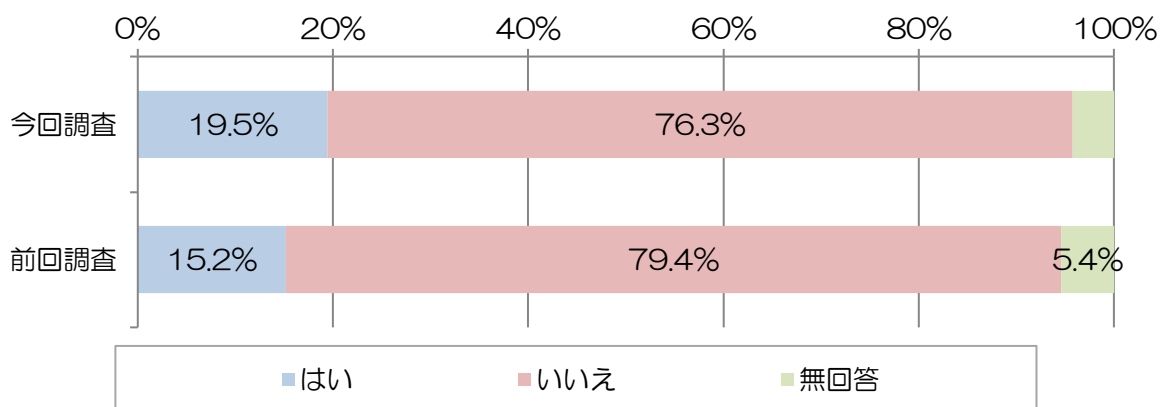
問 以下の事業のうち、知っているものをお答えください。

【就学前児童保護者調査】

・子育て支援短期利用事業の認知



・ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知



③ 不測の事態への対応

◆子どもの病気等により、教育・保育の事業等が利用できなかった場合の対応
「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 0.8%、小学生保護者調査 7.6%となっている。

前回調査時と比較して、「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」と回答した小学生保護者の割合が 2.3 ポイント上昇している。

問 お子さんが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてお答えください。

【就学前児童保護者調査】

問 お子さんが病気やけがで、学校を休んだり、放課後児童クラブなどの預かりサービスが利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法についてお答えください。【小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」割合	0.8%	0.8%	0.0%
・小学生保護者調査 「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」割合	5.3%	7.6%	2.3%

※回答の対象は、この1年間に病気やけがで、平日の定期的な教育・保育の事業の利用ができなかったことがあった保護者（就学前児童保護者調査）、学校を休まなければならなかったことがあった保護者（小学生保護者調査）。

◆保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった場合の対応

「仕方なく子どもを同行させたことがある」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 18.5%、小学生保護者調査 5.3%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 0.0%、小学生保護者調査 7.9%となっている。

就学前児童保護者調査では、「仕方なく子どもを同行させたことがある」「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」と回答した割合が、前回調査時と比較して低下した一方、小学生保護者調査では、「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」と回答した割合が 4.6 ポイント上昇している。

問 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなくなった（預け先が見つからなかった場合も含みます）際の対処方法についてお答えください。【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「仕方なく子どもを同行させたことがある」割合	21.7%	18.5%	▲3.2%
・就学前児童保護者調査 「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」割合	2.4%	0.0%	▲2.4%
・小学生保護者調査 「仕方なく子どもを同行させたことがある」割合	12.1%	5.3%	▲6.8%
・小学生保護者調査 「仕方なく子どもだけで留守番をさせたことがある」割合	3.3%	7.9%	4.6%

※回答の対象は、この1年間に保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなくなった（預け先が見つからなかった場合も含む）ことがあった保護者。

④ 経済的理由による子どもの進路や塾・習い事に係る制約

◆経済的理由による子どもの進路や塾・習い事に係る制約の発生状況

「現実的に考えられる子どもの将来の進路への回答理由について、『家庭に経済的余裕がないから』と回答した割合」「経済的に余裕がないために子どもが塾や習い事を行かせていない」と回答した割合は、それぞれ1割前後となっている。

前回調査時と比較して、それぞれの回答割合が低下しており、「経済的理由による子どもの進路や塾・習い事に係る制約の発生状況」が改善したといえる。

問 あなたが問「あなたは、お子さんは、現実的には、どの段階の学校まで進むと思いますか。」で回答を選択した理由は何ですか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した割合	14.1%	9.6%	▲4.5%
・小学生保護者調査 「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した割合	15.5%	12.5%	▲3.0%

問 お子さんが塾や習い事をしていない理由は何ですか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「経済的に余裕がないから」と回答した割合	17.4%	14.4%	▲3.0%
・小学生保護者調査 「経済的に余裕がないから」と回答した割合	15.5%	12.5%	▲3.0%

※回答の対象は、塾や習い事に行かせたい希望があるが、現在、塾や習いごとをしていない子どもの保護者。

⑤ その他子育て全般

◆子育て環境や支援への満足度

「子育て環境や支援に満足していない」割合は、就学前児童保護者調査23.2%、小学生保護者調査32.6%となっている。

前回調査と比較して、就学前児童保護者調査では15.3ポイント、小学生保護者調査では7.8ポイント、回答割合が低下しており、満足度が上昇したといえる。

問 本町における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「子育て環境や支援に満足していない」割合	38.5%	23.2%	▲15.3%
・小学生保護者調査 「子育て環境や支援に満足していない」割合	40.4%	32.6%	▲7.8%

※選択肢は「1（満足度が低い）」「2」「3」「4」「5（満足度が高い）」であり、「1（満足度が低い）」「2」のいずれかに回答した割合を「子育て環境や支援に満足していない割合」とした。

◆子育てに対する不安感や負担感

「子育てに対する不安や負担を感じている」割合は、就学前児童保護者調査 40.8%、小学生保護者調査 38.1%となっている。

前回調査時との比較では、小学生保護者調査で 5.3 ポイント低下した一方、就学前児童保護者調査で 2.4 ポイント上昇している。

「子育てに関して、日常悩んでいること、または気になること」については、「病気や発育・発達に関すること」「食事がどうしても偏ってしまいがちなこと」「子どもを叱りすぎることがある」等が両調査における上位項目として挙げられた。

問 子育てについて不安や負担を感じていますか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合	38.4%	40.8%	2.4%
・小学生保護者調査 「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答した割合	43.4%	38.1%	▲5.3%

・参考

問 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

順位	就学前児童保護者調査		小学生保護者調査	
	項目	割合	項目	割合
1位	病気や発育・発達に関すること	37.6%	食事がどうしても偏ってしまいがちなこと 子どもを叱りすぎることがある	27.4%
2位	食事がどうしても偏ってしまいがちなこと	34.9%		
3位	子どもを叱りすぎることがある	30.4%	病気や発育・発達に関すること	26.5%
4位	子どもとの時間を十分とれないこと	29.1%	子どもとの時間を十分とれないこと	25.0%
5位	子どもを早く寝かすことができないこと	20.3%	友だちづきあい（いじめ等も含む）に関すること	18.9%

※上位 5 項目のみ掲載。

◆子育てに関する相談先や情報入手

「相談できる先はない」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 0.8%、小学生保護者調査 4.3%、「情報の入手先がない」又は「情報の入手手段がわからない」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 1.1%、小学生保護者調査 2.7%となっている。

「相談できる先はない」と回答した割合は、就学前児童保護者調査では、前回調査時と比較して 1.1 ポイント低下した一方、小学生保護者調査では、1.2 ポイント上昇している。

問 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「相談できる先はない」と回答した割合	1.9%	0.8%	▲1.1%
・小学生保護者調査 「相談できる先はない」と回答した割合	3.1%	4.3%	1.2%

問 子育てに関する情報をどこ（だれ）から入手していますか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「情報の入手先がない」又は「情報の入手手段がわからない」と回答した割合	1.4%	1.1%	▲0.3%
・小学生保護者調査 「情報の入手先がない」又は「情報の入手手段がわからない」と回答した割合	2.9%	2.7%	▲0.2%

◆子どもの遊び場への要望

子どもの遊び場に関して感じていることとして、「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等の回答が寄せられており、「特に感じることはない」と回答した割合は、就学前児童保護者調査 6.7%、小学生保護者調査 10.7%にとどまっている。

「特に感じることはない」と回答した割合は、小学生保護者調査では、前回調査時と比較して 1.2 ポイント上昇した一方、就学前児童保護者調査では、2.8 ポイント低下している。

問 家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じていますか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

項目	前回調査	今回調査	差
・就学前児童保護者調査 「特に感じることはない」と回答した割合	9.5%	6.7%	▲2.8%
・小学生保護者調査 「特に感じることはない」と回答した割合	9.5%	10.7%	1.2%

・参考

問 家の近くの子どもの遊び場について日頃どのように感じていますか。

【就学前児童保護者調査・小学生保護者調査】

順位	就学前児童保護者調査		小学生保護者調査	
	項目	割合	項目	割合
1位	雨の日に遊べる場所がない	75.5%	雨の日に遊べる場所がない	69.2%
2位	近くに遊び場がない	40.0%	近くに遊び場がない	48.2%
3位	遊具などの種類が充実していない	27.7%	遊具などの種類が充実していない	23.5%
4位	遊具などの設備が古くて危険である	20.8%	遊び場周辺の道路が危険である	11.6%
5位	遊び場周辺の道路が危険である	10.9%	遊具などの設備が古くて危険である	11.0%

※上位 5 項目のみ掲載。

3 川南町子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 9 月 25 日
条例第 26 号

改正

平成 25 年 12 月 16 日条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、川南町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者

(4) 子どもの保護者

(5) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、委員の中からあらかじめ指定された者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日条例第 30 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日条例第 6 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

4 川南町子ども・子育て審議会委員名簿

(1) 令和元年度

氏名	役職	備考
坂本 幹夫	川南町教育委員会 教育長	学識経験を有する者
小野 雅照	川南町校長会 会長	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
永田 雄三	金鈴学園 理事長	
多賀 学昭	川南幼稚園 園長	
藤田 美穂子	石井記念十文字保育園 園長	
栗山 栄子	中央保育所 所長	
内倉 政義	主任児童委員	子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者
金丸 和史	川南町PTA連絡協議会 会長	子どもの保護者
溝口 明	町立保育所保護者 代表	

(2) 令和4年度

氏名	役職	備考
坂本 幹夫	川南町教育委員会 教育長	学識経験を有する者
小野 智充	川南町立国光原中学校 校長	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
永田 雄三	金鈴学園 理事長	
多賀 学昭	川南幼稚園 園長	
永友 敬人	番野地保育園 園長	
中庭 公恵	川南町立中央保育所 所長	
内倉 政義	主任児童委員	子ども・子育て支援に関する団体の推薦を受けた者
島岡 則子	主任児童委員	
中瀬 修	川南町PTA連絡協議会 会長	子どもの保護者
高橋 龍司*	川南町保育所保護者会連合会 会長	
高橋 弥沙*		

※高橋龍司委員の任期は令和5年1月25日まで、高橋弥沙委員の任期は令和5年1月26日から。

第2期川南町子ども・子育て支援事業計画
(中間見直し版)

令和5年3月

発行・編集

川南町 福祉課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

TEL 0983-27-8007 FAX 0983-32-0349
